

北海道 喜茂別町

災害発生時の
職員初動マニュアル

<令和5年（2023）6月改訂>

喜茂別町災害対策本部

《 計 画 更 新 履 歴 》

- ・平成26年（2005） 3月 策定
- ・令和5年（2023） 6月 改訂

〔 目 次 〕

本マニュアルの位置付け～ 本マニュアルの役割と利用方法 ～	1
I マニュアルの目的と全体の構成	1
1 職員の責務.....	2
1) まずは身近な人の理解を得る	2
2) 町災害対策本部員としての自覚	2
3) 気象・地震情報に注意する	2
4) 迅速な対応を心がける	2
5) 勤務体制の維持及び所在の確認	2
6) 参集途中でも情報収集を	3
7) 関係機関との協力	3
8) 親切な対応.....	3
9) 報告は忘れずに.....	3
10) 言動や記録への注意	3
11) 勤務時間外に災害が発生した場合	3
2 マニュアルの全体構成.....	4
【 第1段階：職員の参集 】 ～ 警戒・非常配備体制による参集 ～	5
I 非常配備体制	5
1 配備体制について	5
2 配備体制における指揮者	5
II 職員の参集・動員	7
1 参集の流れ①（風水害・雪害等の場合）	7
2 参集の流れ②（地震災害の場合）	7
3 参集・動員要領	8
1) 災害発生時における参集場所	8
2) 参集・動員の流れ	8
3) 職員参集の伝達系統及び伝達方法.....	8
① 平常勤務時の伝達系統及び伝達方法	8
② 休日又は退庁後の伝達.....	8
4 職員の非常登庁	9
5 参集場所に直ちに向かえない場合	10
【 第2段階：初動体制の構築 】 ～ 災害対策本部・各班の役割 ～	11
I 災害対策本部の設置	11
1 災害対策本部の設置基準	11
2 災害対策本部の組織	12

3	災害対策本部の設置場所.....	12
4	災害対策本部設置後の準備.....	12
5	本部員会議の開催.....	13
	【第3段階：初動対応】 ～ 状況の把握と避難誘導、初動活動の実施 ～	15
I	情報の収集・報告	15
1	被害情報の収集と報告等.....	15
2	情報収集～報告の手順.....	15
	○ ライフライン被害関係.....	16
	○ 一般被害関係.....	16
	（1）災害情報の伝達系統.....	17
	（2）集約すべき被害情報等.....	17
	（3）被害情報収集の役割分担.....	18
	（4）情報分析.....	19
II	避難指示等の判断基準・伝達方法	21
	（参考）避難指示等の発令の流れ.....	21
1	避難指示等の発令区分.....	22
	（1）河川洪水の場合.....	22
2	避難指示等の判断基準.....	22
	（1）高齢者等避難の発令（判断基準）.....	23
	（2）避難指示の発令（判断基準）.....	23
3	避難指示等の伝達方法.....	24
4	避難指示等の伝達文（災害広報文例）.....	25
	（1）高齢者等避難（警戒レベル3）.....	25
	（2）避難指示（警戒レベル4）.....	25
	（3）地震発生時の伝達.....	25
	（4）5段階の警戒レベルと防災気象情報.....	26
III	避難誘導・避難所開設	28
1	避難指示等伝達事項.....	29
2	住民への周知及び関係機関への連絡.....	29
3	避難指示等の伝達.....	29
4	避難誘導について.....	30
5	避難所の開設・運営について.....	31
IV	災害別初動対応	37
	災害別初動対応の流れ.....	38
	◎ 風水雪災害等の初動対応の流れ.....	38
	◎ 地震災害の初動対応の流れ.....	39
	災害対策本部の事務分掌（業務分担）.....	42
	各班の初動時の業務内容.....	46
	【共通事項】本部への報告・活動の原則.....	46
	【1】統括班.....	47

【2】 総務班	49
【3】 財政班	50
【4】 民生部	51
【5】 税務班	52
【6】 救助班	53
【7】 農林班	54
【8】 建設班	55
【9】 給水班	56
【10】 教育班	57
【11】 協力係	58
【参考資料】	59
喜茂別町災害対策本部レイアウト（標準）	59
災害対策本部の必需品	60
■ 関係機関連絡先.....	61
1 喜茂別町（役場・消防署・公共施設等）	61
2 保育所等	61
3 学校（小中学校）	61
4 指定地方行政機関.....	62
5 自衛隊.....	62
6 北海道.....	62
7 警察署	62
8 指定公共機関	62
9 その他の公共的団体	63
10 近隣市町村（後志振興局管内市町村）	63
■ 避難所等	64
1 避難場所及び避難所一覧	64
2 指定緊急避難場所の対象とする異常な現象の種類	65
■ 参集途上状況報告書.....	66
参集途上状況報告書	66

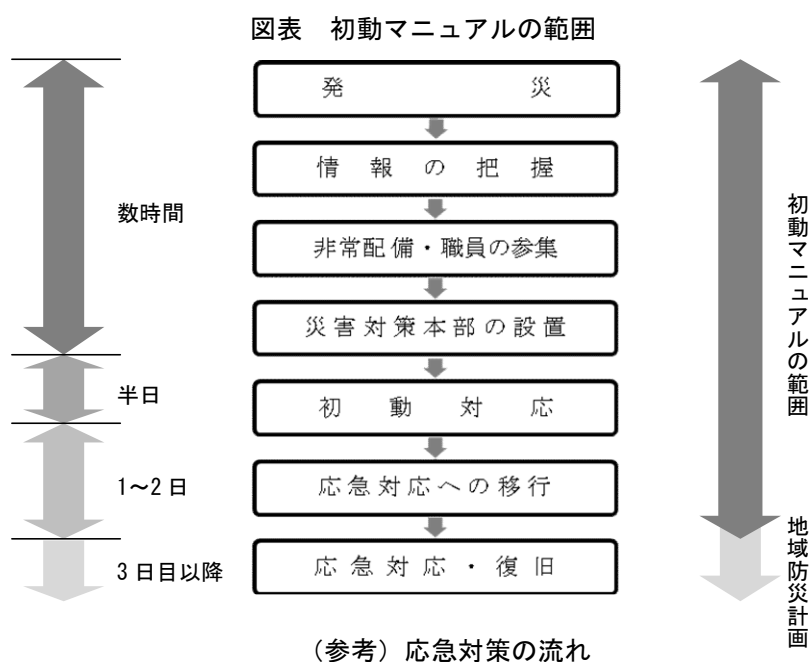
本マニュアルの位置付け～ 本マニュアルの役割と利用方法 ～

I マニュアルの目的と全体の構成

災害時に、被害の軽減、迅速かつ円滑な応急対策を実施するうえで、配備の決定、災害対策本部の設置、職員の参集、情報の収集、的確な避難誘導・指示等の初動期における対応は非常に重要となります。

本マニュアルは、過去の大規模な災害において最も重要で、かつ混乱が予想される発災より数時間、半日、1～2日までの初動対応期を念頭に構成しています。

なお、3日以降に行われる災害応急対策については、「喜茂別町地域防災計画」に基づいて対応することとします。



1. 発災より数時間

発災より数時間は、職員の動員と同時に、およその被害状況等の情報が収集される。また、災害対策本部が設置される時期です。

2. 発災より半日

災害対策本部が設置され、組織的にさらに詳細な情報が収集される。災害対策本部の設置により、応急対策の活動方針が決定され、給水等一部の応急活動が展開される時期です。

3. 1～2日

本格的に初動期の応急活動が開始される時期です。

4. 3～6日

引き続き応急活動が行われ、交替要員の確保等、継続的に活動を行うための対策が必要となる時期です。

5. 1週間～

広報、相談窓口等、各種の町民への支援活動や活動のとりまとめ、活動の経費負担等の活動が中心となり、応急対策活動から応急復旧、日常業務へ移行する時期です。

1 職員の責務

災害対策は、国、道、町及び公共機関等多くの機関がそれぞれの役割を分担し、協力して実施するものであり、このなかで町は、住民の生命、身体及び財産を、災害から保護するという重要な責務を担っています。

そのため、町は災害に関する情報収集をもとに、局地的な（町域での被害が限定される）災害か、あるいは広範囲に及ぶ災害であるかを総合的に判断し、職員としての役割（業務分担：P.44～47 参照）を早期に実施できる対応が求められます。

こうした職員の責務を踏まえ、初動活動では、特に次のような点に心がけてください。

1) まずは身近な人の理解を得る

災害時に自らの職務を全うするため、まず、平素から家族等の身近な人へ職務の重要性について理解を得るとともに、自宅の防災対策や応急措置、近隣者との協力体制等について確認しておきましょう。

2) 町災害対策本部員としての自覚

災害対応のために参集する時点から、職員一人ひとりが「喜茂別町災害対策本部員」であることを自覚し、個々の対応すべき役割を十分に把握しておきましょう。

3) 気象・地震情報に注意する

テレビ、ラジオ等により気象・地震に関する情報、ニュース等に注意し、災害の発生、又は発生しそうなことを知ったときは、所属長等と連絡をとるなどして、防災に関する指示を積極的に知るように努めてください。

4) 迅速な対応を心がける

災害時における初動対応は、住民の生命、身体及び財産の保護を第一に考え、災害対策への時期を逸することのないよう、迅速かつ的確な行動をとることが大切です。

特に災害発生時、又は災害が発生する可能性があると考えられる状況になった場合には、あらかじめ指定された場所に参集（勤務時間内の場合には、通常業務を停止して参集）して災害対応にあたるよう心がけてください。状況により指定された場所への参集が困難な場合は、最寄りの避難所等に参集、所属長と連絡をとり、その指示に従って行動してください。

5) 勤務体制の維持及び所在の確認

災害時においては、勤務時間が終了しても退庁は所属長の指示に従うこととします。

また、勤務場所を離れる場合、又は離れている場合でも、常に所在を明らかにし、連絡体制の確保に努めてください。

なお、消防団員を兼ねている職員は、災害の状況等により消防団員としての任務にあたる場合も想定されますが、その判断については、所属長の指示によるものとします。

6) 参集途中でも情報収集を

災害時には、少しでも多くの確かな情報が必要です。参集途上の状況を確認し、被災把握に努めてください。

7) 関係機関との協力

災害時には、他の部署や外部の関係機関と連絡を密にし、情報を共有しながら、協力して対応してください。

また、いざというときに速やかな連携が図れるよう、普段から連絡を密にしておくことも重要です。

8) 親切的な対応

被災者のなかには平常心を失い、パニック状態に陥っている方もいることを想定し、できるだけ丁寧な対応を心がけてください。

特に、災害による家族の死亡や財産損壊による精神的打撃を考慮し、温かい配慮で接し、軽率な言動は慎んでください。

9) 報告は忘れずに

災害時は、職場が騒然として上司に対する報告を忘れがちになるため、大事なことは早く報告するよう、特に注意が必要です。また、関係機関への報告は確実に行うように心がけてください。

10) 言動や記録への注意

自らの不用意な言動や情報で、住民に不安や誤解を与え、信用を失うことのないように、発言には細心の注意を払ってください。

特に災害に関する情報は、確実性のないことについて発言をしてはいけません。間違った情報は、現場に混乱を招き、二次、三次の災害を招くことにもなりかねませんので、風評被害の根源にならないよう注意してください。

また、収集した情報について「いつ時点のものか」がわかるよう、収集した場所や時間経過等を確実に記録してください。

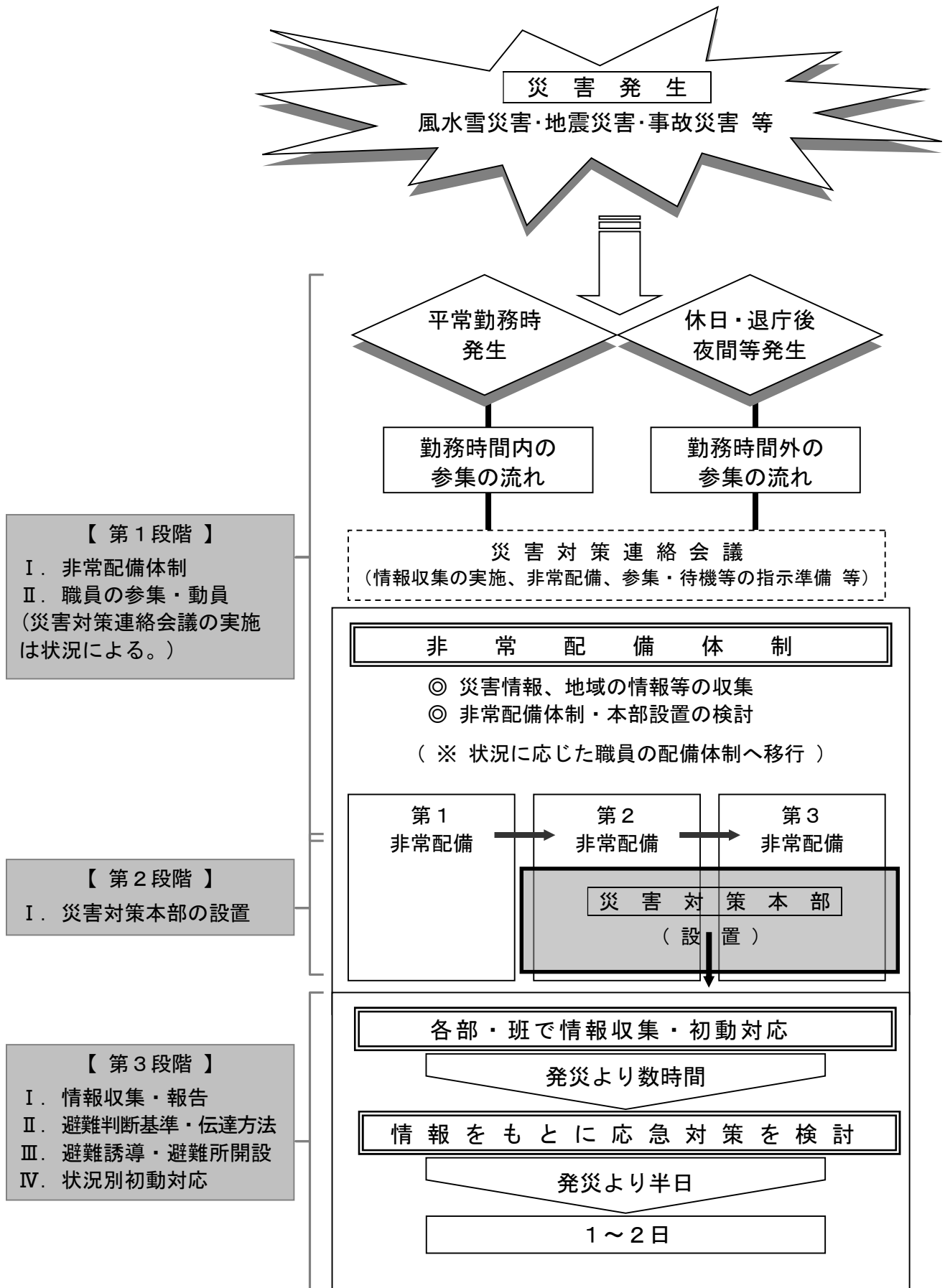
11) 勤務時間外に災害が発生した場合

計画で定める本部設置後の配備体制に基づき、家族等の安全を確保したうえで、直ちに直ちにあらゆる手段をもって所属勤務場所等に参集してください。

ただし、家族等の身の安全が確保できず、参集することが困難な場合は、直ちに所属長にその旨を報告するよう努め、家族等の安全が確認され次第、速やかに参集してください。

2 マニュアルの全体構成

本マニュアルは、時系列ごとのテーマをもとに3つの段階でマニュアルを構成します。



【 第 1 段階：職員 の 参集 】

～ 警戒・非常配備体制による参集 ～

I 非常配備体制

1 配備体制について

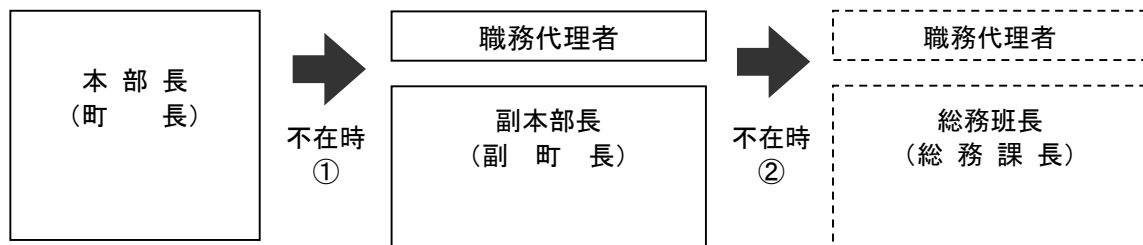
災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、本部長（町長）は、災害、気象、水象、地象に関する情報、地域情報等をもとに、非常配備体制を強化するとともに、必要な職員の参集を行います。（非常配備体制の基準は次ページを参照）

なお、災害対策本部を設置した場合は、設置した旨を直ちに本部員並びに防災会議構成機関、後志総合振興局長、その他防災関係機関及び住民に対し電話、文書、その他の方法で通知及び公表することとし、廃止した場合の公表についても、設置の場合に準じて公表が必要です。

2 配備体制における指揮者

本部長（町長）不在時の指揮命令系統を確立するため、職務代理者を次のように定めて配備体制を決定します。

図表 本部長（町長）不在時の職務代理者（代理順位）



図表 非常配備体制の基準

区分	種別	配備時期	配備内容	出動する対策班
本部の設置前	警戒配備体制	気象業務法に基づく気象情報又は警報（特別警報）を受け、警戒する必要があるとき	まちづくり振興課が情報収集にあたり、必要に応じて各課長と連携し、情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。	総務班
	第1非常配備体制	(1) 小規模な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき (2) 震度4の地震が発生したとき	まちづくり振興課、建設課、各課長（各対策班長）及び各所属の少数の職員を召集し、情報収集及び連絡活動等を行い、必要に応じて応急措置を実施する。 状況により、第2非常配備体制に移行し得る体制をとる。	総務班 建設班
本部の設置後	第2非常配備体制	(1) 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき (2) 震度5弱の地震が発生したとき (3) 必要により、町長が当該非常配備を指令したとき	関係各課（各対策班）の所要人員で、情報収集、連絡活動及び応急措置を実施する。 状況により、第3非常配備体制に直ちに切り替え得る体制をとる。	各対策班の所要人員（・班長）
	第3非常配備体制	(1) 広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が特に甚大であると予想される場合において町長が当該非常配備を指令したとき (2) 震度5強以上の地震が発生したとき (3) 予想されない重大な災害が発生したとき	災害対策本部の全員をもって当たるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制をとる。	全職員

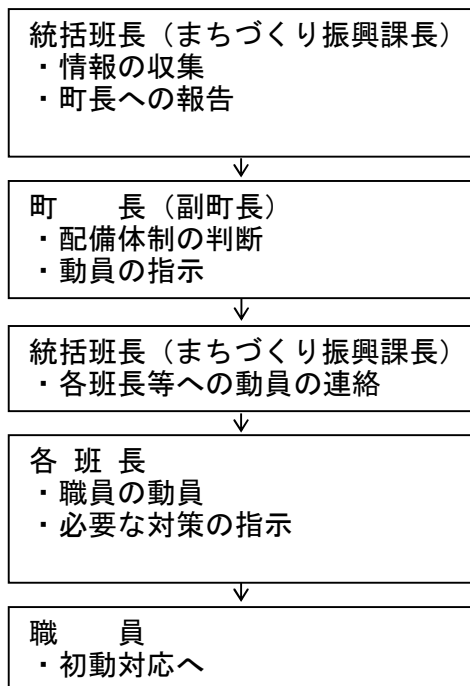
注 被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとる。

II 職員の参集・動員

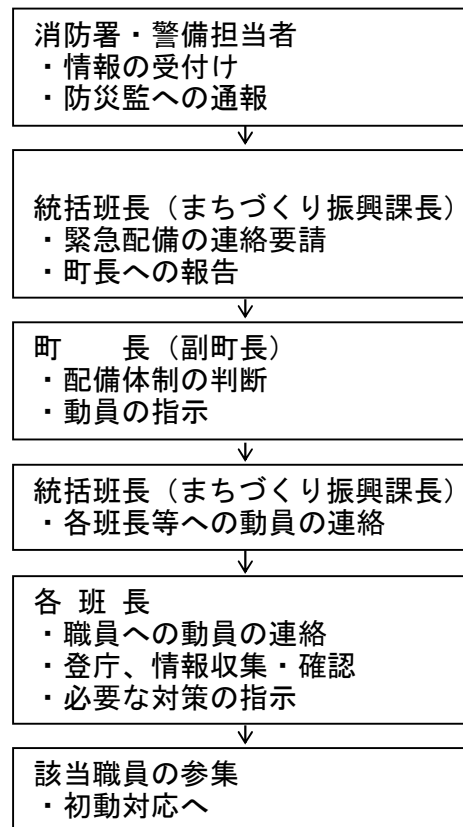
1 参集の流れ①（風水害・雪害等の場合）

気象情報・災害情報の受信

《 勤務時間内 》



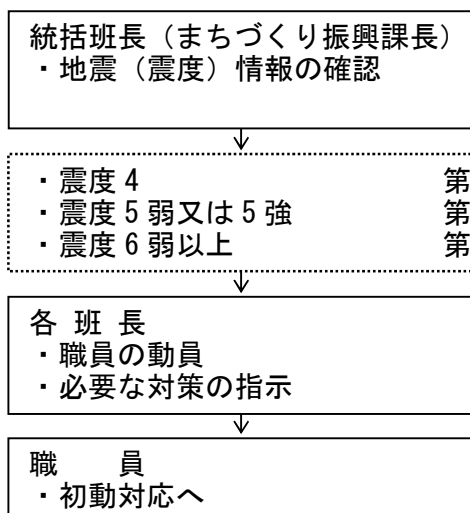
《 勤務時間外 》



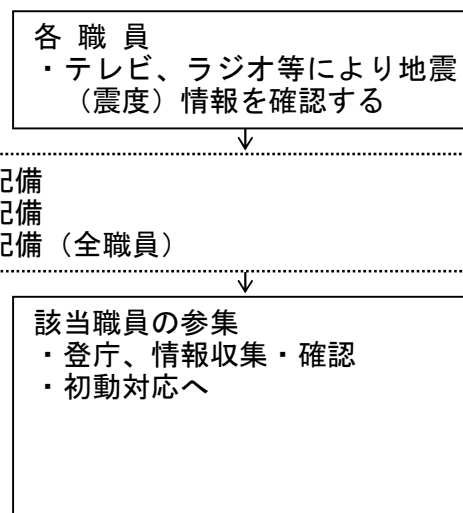
2 参集の流れ②（地震災害の場合）

地震発生

《 勤務時間内 》



《 勤務時間外 》



3 参集・動員要領

1) 災害発生時における参集場所

参集場所は、原則として勤務場所としますが、状況に応じて、最寄りの施設や避難場所に参集することとします。(避難場所はP.69参照)

2) 参集・動員の流れ

ア 統括班長は、本部長(町長)の非常配備決定に基づき、本部員(各班長)へ本部の設置及び非常配備の規模(非常配備1~3)を通知します。

イ 通知を受けた各班長は、班内の各職員へ内容を通知し、非常配備の規模に応じて職員の参集を行います。そのため、各課では、あらかじめ課内での動員(招集)システムを確立しておきましょう。

ウ 各班長より通知を受けた職員は、直ちに所定の配備につきます。

なお、非常登庁を要する事態に際しての留意点は次のとおりです。

⇒(例)「第2非常配備体制です」と連絡が入った場合は、その配備職員が参集し、その他の者は自宅に待機してください。(本部の配備基準はP.6参照)

⇒ 時間外の地震発生時は、原則としてテレビ等で確認し、自主参集

(例) 停電等でテレビが見られない場合は、携帯ラジオや自宅周辺の状況を確認し、判断のうえで登庁してください。

エ 災害時の状況及び応急措置の推移により、必要に応じて各班相互に協力応援体制を確立します。

そのため、各班は動員可能者数を把握し、統括班へ通報するとともに、必要に応じて統括班へ応援要請を行います。

3) 職員参集の伝達システム及び伝達方法

① 平常勤務時の伝達システム及び伝達方法

ア 非常配備体制が指令された場合、又は対策本部を設置した場合、総務班長は、本部長(町長)の指示により、関係部長へ通知するとともに、庁内放送などで職員に通知します。

イ 各対策部長は、速やかに所属職員の指揮・監督を行い、災害情報の提供、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えてください。

② 休日又は退庁後の伝達

次に掲げる情報を察知したときは、統括班に連絡します。

a 気象警報(特別警報を含む)、水防警報等災害関係の情報等が関係機関から通知されたとき

b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき

c 災害発生に伴う異常現象についての通報があったとき

各班は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておきましょう。

■ 動員・参集における留意点 ■

- ◎常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意すること
- ◎不急の行事、会議、出張等は中止すること
- ◎正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまでは退庁しないこと
- ◎勤務場所を離れる場合は、所属長と連絡をとり、所在を明らかにすること
- ◎自らの言動で住民に不安、誤解を与えないこと

4 職員の非常登庁

ア 職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害状況により各班長と連絡又は自らの判断により登庁するものとします。

イ 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各班長は職員参集状況を記録し、総務部長を通じて本部長（町長）へ参集状況を報告するものとします。

■ 自らの判断により非常登庁する際の留意点 ■

- ◎本部が設置された場合は、IP 告知端末、電話、広報車、テレビ・ラジオ等により周知するものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集する。
- ◎通信の途絶等により連絡がとれない場合は、周辺の状況等を確認のうえ、自らの判断により参集する。

■ 登庁する際の心得として ■

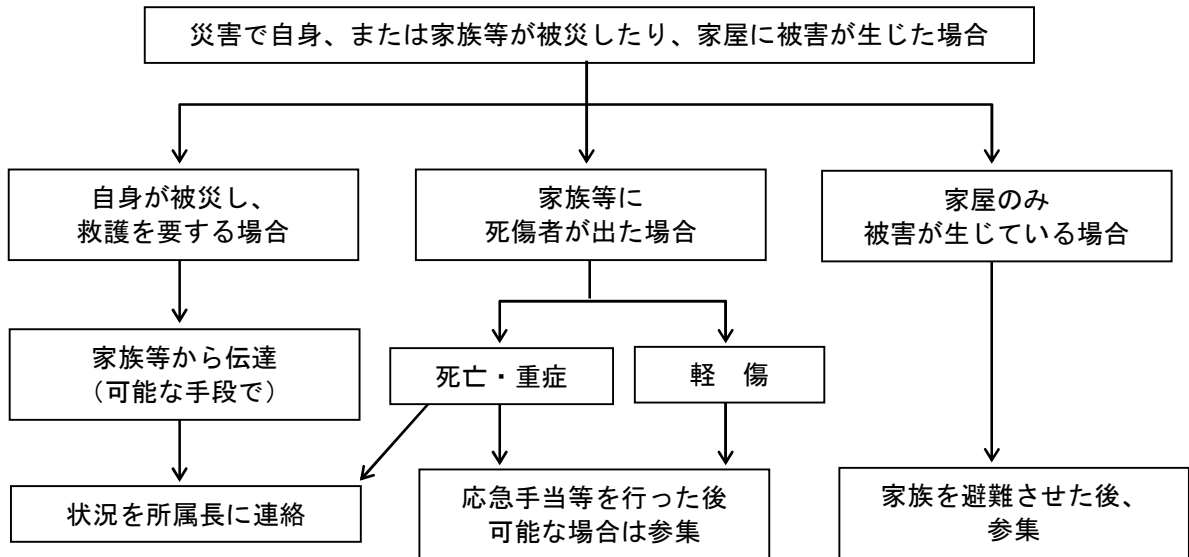
- ◎服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること
- ◎筆記具、飲料水（水筒）、食料、タオル、防寒具（冬期）、懐中電灯、携帯ラジオ、応急医薬品、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集すること
- ◎参集途上においては、被災者、救助活動の状況、幹線道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、水害、水防活動の状況、ライフライン状況等の情報の収集を行うこと
- ◎勤務場所への参集途中において、火災の発生、又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、職員本人はできる限り迅速な参集を行うこと
- ◎交通機関の途絶、道路等の遮断で役場等に参集することが困難な場合は、最寄りの公共施設へ参集し、所属長への連絡に努めるとともに、応急活動に従事すること

5 参集場所に直ちに向かえない場合

地震災害等で、職員自身、又は家族等が被災したり、家屋に被害が生じ、参集場所に直ちに向かえない場合には、負傷等の程度に応じて参集することとします。

なお、病気やけが等の理由により、参集が不可能な場合には、必ずその旨を所属長へ連絡してください。

図表 参集場所に直ちに向かえない場合の参集の流れ



【 第 2 段階：初動体制の構築 】

～ 災害対策本部・各班の役割 ～

I 災害対策本部の設置

災害対策本部は、町内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合が必要があると認めるとき、町長が設置し、災害予防及び災害応急対策を実施します。

あらかじめ災害対策本部の設置基準や本部及び各班の役割を確認しておきましょう。

1 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次のいずれかに該当し、必要が認められる場合に設置されます。

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	
風 水 害	・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で避難指示や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪 害	・被害が大規模で広域にわたるとき。
大 事 故 等	
航 空 災 害	・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。 ・航空機が消息を絶ったとき。
道 路 災 害	・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
危 険 物 等 災 害	・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
大 規 模 火 災	・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
林 野 火 災	・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき。
原 子 力 災 害	・全面緊急事態（「原子力緊急事態宣言」）が発表されたとき ・災害による避難者の受入れが予想されるとき
冷（湿）害	・冷（湿）害被害が発生したとき。
地 震 災 害	・震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 ・地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
そ の 他	・上記以外の災害又は複数の災害が同時に発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

2 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織体系は、以下のとおりです。

喜茂別町災害対策本部組織

本部長：町長 副本部長：副町長 本部付：教育長 本部員：各対策班長

班	班長等	所管係
統括班	まちづくり振興課長	まちづくり振興係
総務班	総務課長	総務係
財政班	会計管理者	会計係
民生班	住民課長	住民係
税務班	住民課長補佐兼税務室長	税務係
救助班	元気応援課長	健康づくり係、福祉係
農林班	農林課長	農林係
建設班	建設課長	管理係
給水班	公営企業準備室長	上下水道係
教育班	教育次長	教育振興係
協力係	議会事務局長	議会事務局

3 災害対策本部の設置場所

本部は町役場内に設置されます。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置されますので、参集時によく確認しておきましょう。

4 災害対策本部設置後の準備

対策本部の設置が決定された場合、本部に必要な資機材等の確保を行います。

- ・ 各防災関係機関の連絡先名簿
- ・ 被害状況報告その他の様式類・報告書
- ・ テレビ
- ・ ラジオ（停電時も使用可能なもの）
- ・ 停電用照明器具
- ・ 通信手段（電話、パソコン、FAX）の確保
- ・ 町内の図面及び住宅地図等、地図類

5 本部員会議の開催

本部員会議は、本部長（町長）が必要の都度招集し、開催します。
災害対策本部の設置及び本部員会議開催の流れは、次のとおりです。

【（参考）災害対策本部の設置・運営の流れ】

チェック欄

発災前	◎災害情報の収集・非常配備の検討 災害、気象、水象、地象に関する情報収集を行い、必要に応じて非常配備体制、災害対策本部の設置に至るまでの措置を行う。	<input type="checkbox"/>
発災より数時間	◎災害対策本部の設置	<input type="checkbox"/>
	1. 設置の基準 「非常配備体制の基準」(P.6)及び「災害対策本部設置基準」(P.11)を参照のこと	
	2. 設置場所	<input type="checkbox"/>
	①本庁舎 ②本庁舎に設置が困難な場合は、町長が指定する場所に設置	
	3. 本部設置の準備	<input type="checkbox"/>
	①災害対策本部室の確保 ②通信設備、テレビ、ラジオ、パソコン等情報機器などの機材の準備 ③住宅地図、管内図、掲示板、白板の準備 ④被害状況報告など書式類の準備 ⑤防災関係機関の名簿の準備 ⑥職員名簿の準備 ⑦車両及び駐車場の確保 ⑧「災害対策本部」の標識の設置 ⑨その他本部運営に必要な資機材の準備	
	4. 災害対策本部設置の通知 道及び後志総合振興局、関係機関へ設置の旨を通知する。	<input type="checkbox"/>
5. 各班からの災害情報及び被害状況報告の状況、初動対応状況の把握	<input type="checkbox"/>	
6. 災害情報及び避難指示等発令情報、被害状況の報告	<input type="checkbox"/>	
①北海道総合行政情報ネットワーク、FAXにより知事へ報告 ②北海道防災対策支援システムへの情報入力		
7. 避難所開設の報告	<input type="checkbox"/>	
知事（後志総合振興局長）あて、避難所開設の旨を報告する。		
発災より半日	◎災害対策本部会議の開催	<input type="checkbox"/>
	1. 登庁職員数の報告 統括班長は、登庁した職員数を本部長に報告する。	<input type="checkbox"/>
	2. 主な協議事項（※被害状況を把握し、必要な応急対策項目を検討）	<input type="checkbox"/>
	①職員の初動体制に関すること ②被害調査、情報収集に関すること ③ライフライン（電気、ガス、上水道、電話等）の被害状況に関すること ④医療機関の被害状況に関すること ⑤公共交通機関の被害状況に関すること ⑥道路、橋梁の損壊状況に関すること ⑦家屋等の被害状況に関すること ⑧避難指示及び避難誘導に関すること ⑨避難所の開設に関すること	

	⑩避難場所の利用状況に関する事 ⑪緊急輸送路の確保に関する事 ⑫行方不明者・負傷者の救助対策に関する事	<input type="checkbox"/>
	3. 自衛隊の災害派遣要請検討（緊急性、公共性、非代替性の確認） 必要な情報を収集・整理し、派遣要請の判断を行う。	<input type="checkbox"/>
	4. 災害救助法の適用検討・応援要請に必要な情報の収集、整理 ①食料、飲料水、生活必需品等物資について、需要、供給を整理 ②医療、救出、施設等の応急復旧等に関わる資機材の需要、供給を整理 ③応急復旧に必要な人員の整理 ④ヘリコプターの臨時離着陸場の利用について	<input type="checkbox"/>
	5. 被害情報の報告	<input type="checkbox"/>
	◎災害対策本部会議の開催	<input type="checkbox"/>
1 5 目	1. 主な協議事項 ①必要物資の調達要請に関する事 ②各班の緊急対策とその進捗状況の確認に関する事 ③関係機関への応援要請に関する事 ④災害救助法の適用申請に関する事 ⑤道、関係機関への要望事項に関する事 ⑥余震・二次災害に関する情報等、広報に関する事 ⑦ごみの収集体制に関する事 ⑧職員の支援に関する事 ⑨義援金品の募集、配分に関する事	<input type="checkbox"/>
	2. 応援要請等の判断 ①応援要請の手続に沿って進める事 ②職員の応援派遣要請についても、文書による手続を進める事	<input type="checkbox"/>
	3. 被害情報の報告	<input type="checkbox"/>

【 第3段階：初動対応 】

～ 状況の把握と避難誘導、初動活動の実施 ～

I 情報の収集・報告

初動対応を実施する際は、職員の参集状況も重要ですが、町内の被災状況を十分に把握して、適切な対策を講じることが重要です。

そのためにも、まずは情報の把握に努めましょう。

1 被害情報の収集と報告等

各情報収集は、動員された職員、関係機関、民間事業者等により、被害状況に係わる必要な情報を組織的に収集し、収集した各地区の被害情報等は、直ちに統括班を経て、本部長（町長）に報告します。

2 情報収集～報告の手順

- ① 統括班長は、災害情報等について、本部長（町長）に報告します。
- ② 統括班長は、受理した災害情報を、各部に関係あるものについて、速やかに該当する対策班長に報告します。
- ③ 統括班長は、本部に集まった災害情報及び災害対策実施状況等を、町地域防災計画「第5章 災害応急対策計画 第3節 災害広報計画」の定めるところにより、統括班を通じて発表します。

発表責任者	広報対象	伝達方法
副本部長	報道機関	口頭又は文書
正 統括班長 副 副 総務班長	地域住民及び被災者	広報車、消防署からの放送又は地区別情報連絡責任者による
	対策本部職員	庁内放送
	防災関係機関及び公共的団体並びに関係施設等	電話無線又は伝達員

- ④ 各班で行う被害情報収集に際しては、統括班と連絡調整をとり、相違のないように注意してください。

なお、調査対象別担当部署は、次ページのとおりです。

○ ライフライン被害関係

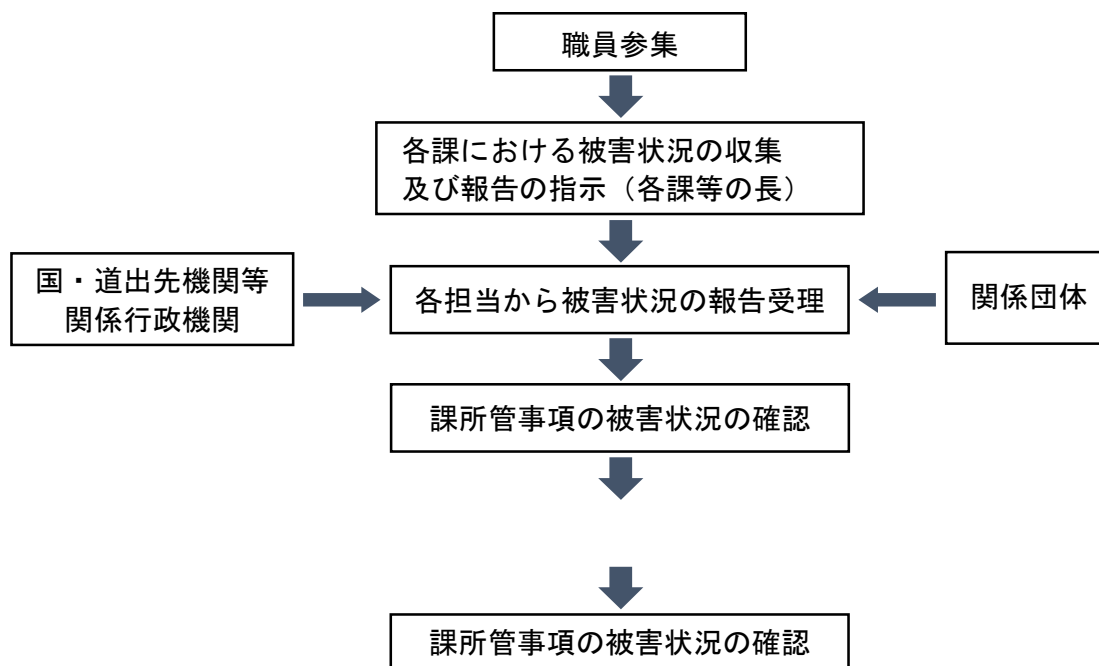
調査対象	被害掌握機関	担当部署	調査・情報収集担当
道路・橋梁	小樽開発建設部 小樽建設管理部 喜茂別町役場	倶知安開発事務所 真狩出張所 建設課	建設班 " "
河川	小樽開発建設部 小樽建設管理部 喜茂別町役場	倶知安開発事務所 真狩出張所 建設課	建設班 " "
電気施設	北海道電力（株）	倶知安営業所	統括班
電信電話	東日本電信電話（株）	北海道事業所	"
ガス施設	北海道 LP ガス協会		羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署
交通	北海道警察	倶知安警察署	統括班
危険物貯蔵施設	羊蹄山ろく消防組合	喜茂別支署	羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署
上下水道	喜茂別町役場	建設課	給水班

○ 一般被害関係

調査区分	調査事項	調査・情報収集担当
人的被害	・救急輸送車	羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署
	・死者	倶知安警察署 税務班
	・負傷等病院搬入者	羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署 医療機関、医師会
	・ひとり暮らし高齢者、障がい者	救助班
住家被害	・一般住宅	税務班
	・公営住宅	建設班
非住家被害	・町有施設（集会施設、物置等） ・神社、仏閣等	総務班 教育班
農地畜産物被害	・農地、農産物、家畜、農業用施設等	農林班
林業被害	・林道、立木、治山施設等	農林班
衛生施設被害	・病院	救助班
	・ゴミ処理施設	統括班
商工業関係被害	・店舗、商品、原材料、資機材等	統括班
文教施設被害	・幼稚園、小中学校、公立高校、各種学校	教育班
社会教育施設被害	・公民館、体育施設等	教育班
社会福祉施設被害	・福祉施設、保育所、障がい者施設等	救助班
都市施設被害	・公園、街路灯等	建設班

(1) 災害情報の伝達系統

発災時、職員は登庁途上、若しくは外出時においては可能な限り被害状況を収集・報告するほか、担当課毎に関係機関等の協力を得て町内の被災状況を調査します。



(2) 集約すべき被害情報等

集約すべき被害情報等は、次のとおりとする。

これらの情報は、被害全体像の早期把握、迅速な広域応援、自衛隊災害派遣要請の要・不要判断等に使用する

種 別	項 目
被害情報	<input type="checkbox"/> 人的被害(死亡、行方不明、重・軽症) <input type="checkbox"/> 住宅被害(全壊、半壊、一部損壊) <input type="checkbox"/> 非住宅被害(店舗、工場等) <input type="checkbox"/> 公共建築物被害(病院、避難場所、救護所等) <input type="checkbox"/> 土木構造物被害(河川、急傾斜地等) <input type="checkbox"/> ライフライン被害(通信、交通、ガス、電気、水道)
人名救助に関する情報	<input type="checkbox"/> 生き埋め情報 <input type="checkbox"/> 傷病者発生情報 <input type="checkbox"/> がけ崩れ情報 <input type="checkbox"/> 火災情報 <input type="checkbox"/> 道路情報 <input type="checkbox"/> 医療機関情報
火災・延焼に関する情報	<input type="checkbox"/> 火災発生場所 <input type="checkbox"/> 延焼状況
各部・各班の初動対応に関する情報	<input type="checkbox"/> 各班の初動対応に関する情報

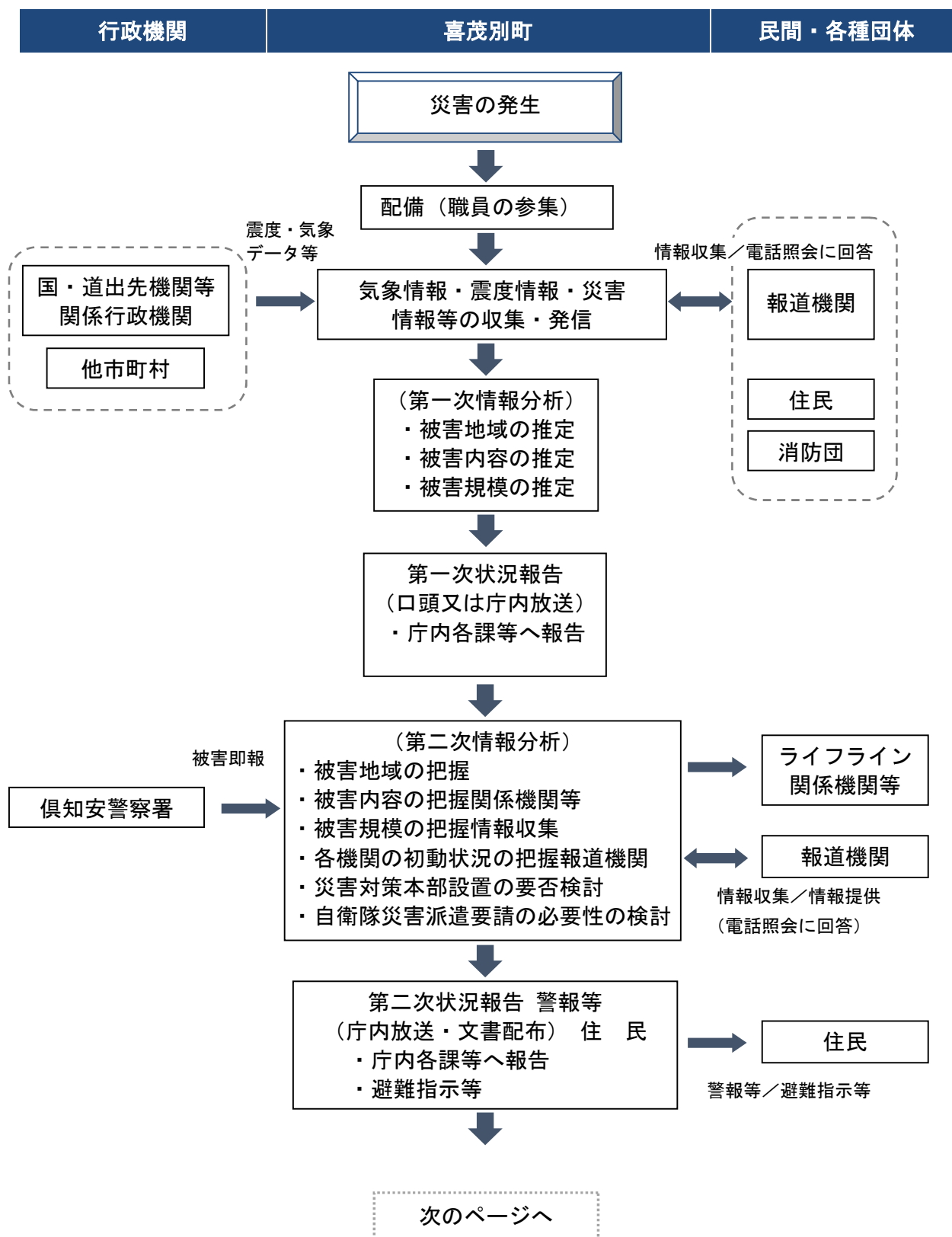
(3) 被害情報収集の役割分担

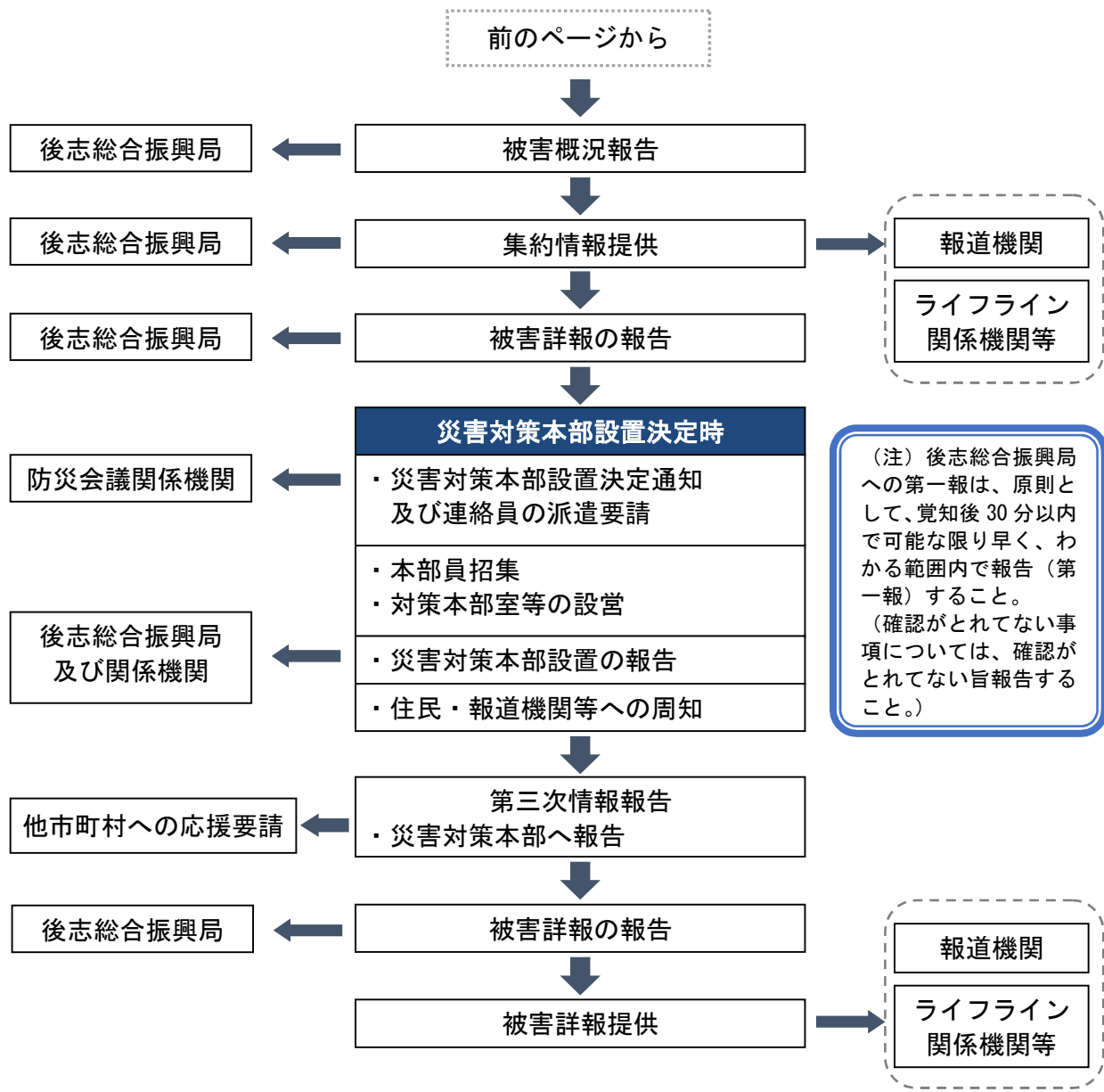
収集する被害情報		担 当	協力団体等
人的被害	死者、行方不明者 重症者、軽症者等 の把握	一般住民	民生班 町内会、民生委員、施設管理者
		役場職員	総務班
		保育園児、児童・生徒	教育班
		教職員	教育班
		福祉施設入所・通所者	救助班 施設管理者、社会福祉協議会
被害住宅	一般建物の全壊、半壊、一部損壊、 床上・床下浸水等の状況	税務班	消防団等、町内会
非住宅被害	農林業施設、農林産業及び家畜の 被害状況	農林班	各農協、森林組合、町内会
	商工業施設の被害状況	統括班	商工会、観光協会
	危険物施設の被害状況	統括班	消防団等、危険物取扱事業者
公共施設被害	医療、社会福祉施設の被害状況	救助班	施設管理者、医療関係者、 社会福祉協議会
	学校・社会教育施設の被害状況	教育班	学校長、施設管理者
	文化施設・文化財等の被害状況	教育班	
	し尿、一般廃棄物処理施設の被害 状況	民生班	
	町有財産等の被害	総務班	
土木 構造物 被害	土木構造物の被害状況(河川、橋 梁、道路等)	建設班	町内建設業者、町内設計業 者
	上下水道施設の被害状況	給水班	
ライフ ライン 被害	バス等の被害状況	統括班	
	電気・電話・ガス等の途絶等の 状況	統括班	
その他	火災発生状況	統括班	消防団等

(4) 情報分析

発災初期において、被害情報を収集・分析して適切な処置をとるとともに、道への速やかな報告と住民への積極的な広報を行います。

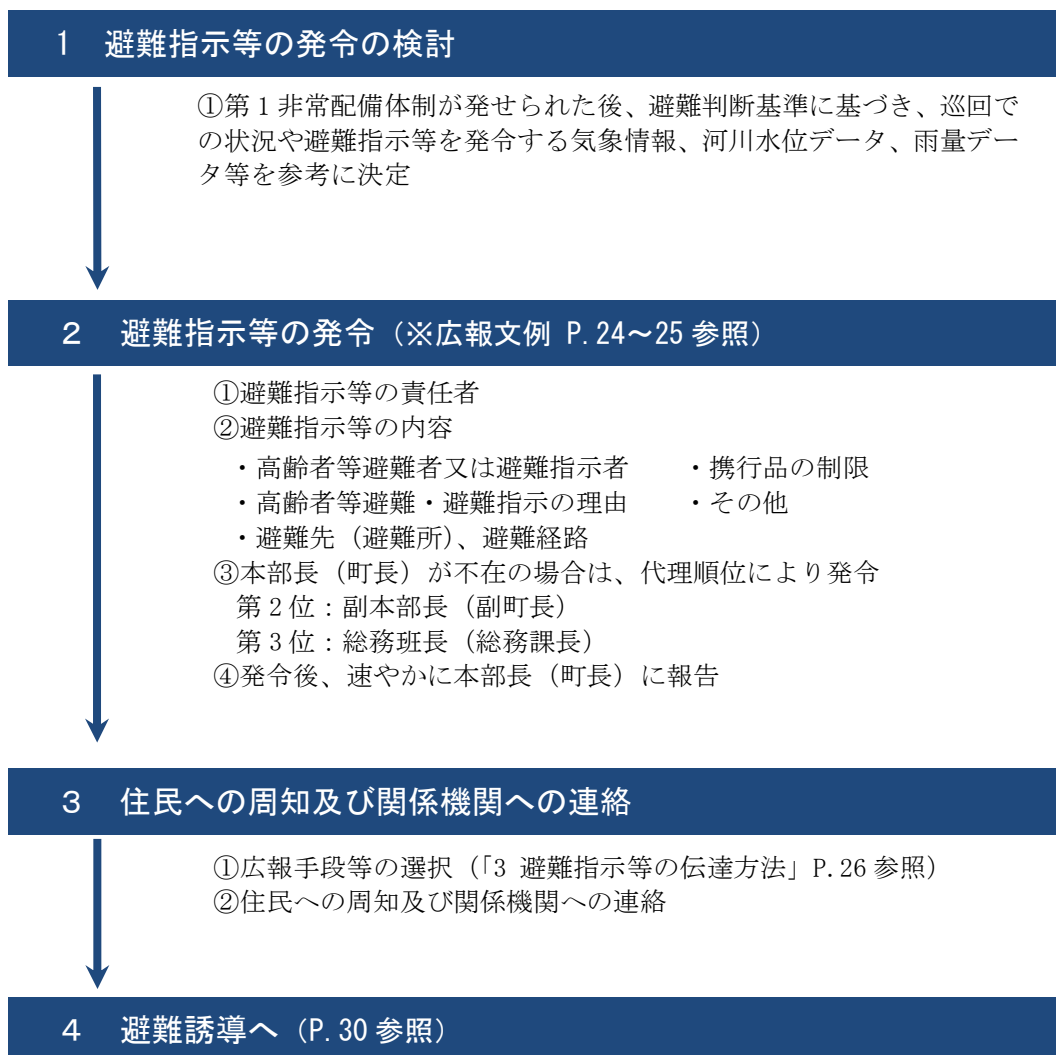
図表 災害被害情報の伝達の流れ





II 避難指示等の判断基準・伝達方法

(参考) 避難指示等の発令の流れ



1 避難指示等の発令区分

避難指示等の発令区分は以下のとおりです。

区 分	発 令 時 の 状 況	住 民 に 求 め る 行 動
高齢者等避難	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は、避難行動要支援者の避難支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始

(1) 河川洪水の場合

避難指示等は、次の雨量や河川水位情報（避難判断水位、氾濫危険水位等）、今後の気象予測、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断し発令します。

なお、避難指示等の発令は、浸水する危険の高い地域及び河川浸水想定区域のうち、浸水深が 50 cm を超えると予想されている範囲を優先として発令することとします。

図表 雨量観測地点

水系	河川名	観測所名	観測地点（所在地）	標高
石狩川	豊平川	中山峠	喜茂別町川上国有林（蓬萊山山頂付近）	980m
尻別川	尻別川	双葉	喜茂別町字双葉	338m
尻別川	その他	喜茂別(気象)	喜茂別町伏見	264m

図表 観測地点と基準水位

河川名	観測所名（所在地）	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
尻別川	喜茂別町相川（相川橋から上流約 90m）	253.81m	255.06m	255.60m	256.47m
喜茂別川	喜茂別町知来別 40 番地 1（知来別橋地点）	275.01m	275.63m	275.98m	276.33m

- ・ 氾濫危険水位：洪水により、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位
- ・ 避難判断水位：氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、市町村が発する避難勧告等の目安になる水位
- ・ 氾濫注意水位：出水時に災害の起こる恐れのある水位で、水防団を出动、又は準備させる水位
- ・ 水防団待機水位：出水時に水位状況を水防関係者に通報するための水位

2 避難指示等の判断基準

避難指示等の発令については、次の基準を参考に、各種防災気象情報、現地情報等を収集し総合的に判断することとします。

《運用上の注意事項》

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換を行うこと
- ・ 関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風雨はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、堤防の異常や土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものを含めて、総合的な判断を行うこと
- ・ 自然現象のため不測の事態等が想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難させることも（垂直避難）考慮すること

（１）高齢者等避難の発令（判断基準）

避難行動要支援者など、避難行動に時間を要する者及び避難所までの距離が遠い者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、その基準は次によるものとします。

区 分		判 断 基 準
風 水 害	尻別川・喜茂別川	ア 水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、一定時間後には、氾濫注意水位を超えると予想される時。
	その他の河川	ア 河川が一定時間後に氾濫注意水位に達すると予想される時。 イ 町域における大雨注意報・警報発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられたとき。 ウ 町域における洪水警報発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられるとき。 エ ア～ウの状況等を総合的に判断し、要配慮者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。
土 砂 災 害		ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ1時間雨量が20mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される時。 イ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見されたとき。
そ の 他 の 災 害		ア 災害の状況から、避難行動要支援者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。

（２）避難指示の発令（判断基準）

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況や、気象警報等が発表、又は災害が発生するおそれがある場合に、事前の避難基準、又は安全な場所へ避難させるための基準は、次によるものとします。

区 分		判 断 基 準
風 水 害	尻別川・喜茂別川	ア 水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達し、一定時間後には、避難判断水位に到達すると予想されるとき。 イ 河川氾濫のおそれがあるとき。 ウ その他諸般の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。
	その他の河川	ア 河川が氾濫注意水位を越え、なお水位が上昇するおそれがあるとき。 イ 記録的短時間大雨情報、特別警報が発表されたとき。 ウ ア～イの状況を総合的に判断し、住民等に安全な場所へ避難させる必要があると判断されるとき。
土 砂 災 害		ア 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 イ 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。 ウ 降り始めてからの雨量が100mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想されるとき。 エ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき。
その他の災害		ア 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。 イ 災害の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

3 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、災害の種別や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮し、IP告知端末や車両による広報、報道各社への放送要請、町ホームページへの掲載などを行うとともに、各町内会役員、地域団体などへの電話等、様々な手段で実施します。

【伝達先・伝達方法】

伝 達 先	伝 達 方 法
(住 民)	
<ul style="list-style-type: none"> ・住民 ・各町内会役員（町内会長等）、各町内会 ・地域団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・IP告知端末、JC-Smart ・広報車、消防車 ・町ホームページ ・電話、FAX、テレビ、ラジオ ・口頭伝達
(避難行動要支援者等、福祉関係機関等)	
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者等の事前登録者 ・喜茂別町社会福祉協議会 ・保育所 町内事業所 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・IP告知端末（在宅者） ・電話、FAX、テレビ、ラジオ
(防災関係機関等)	
<ul style="list-style-type: none"> ・警察署、消防署、消防団 ・道（後志総合振興局） ・指定地方行政機関（北海道開発局等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、FAX

4 避難指示等の伝達文（災害広報文例）

※ 避難情報を出す際の注意事項

- ・各情報に至った理由(状況)を簡潔に伝達すること
- ・避難所については、具体的に伝達すること
- ・避難に支障となることがある場合(道路冠水、崖崩れ等)は、その状況も一緒に伝達すること

(1) 高齢者等避難（警戒レベル3）

○ 高齢者等避難の伝達文の例

こちらは、喜茂別町（災害対策本部）です。

ただ今、（※¹避難すべき事由）ため、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

お年寄りの方など避難に時間を要する方は、直ちに（避難所の施設名）へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

（また、できるだけ隣近所の方にも声をかけて避難してください。）

【※¹避難すべき事由の例】

- ・□□川の水位が上昇し、今後はん濫するおそれがある。
- ・これまでの雨や今後の予想から、土砂災害の発生するおそれがある。

(2) 避難指示（警戒レベル4）

○ 避難指示の伝達文の例

こちらは、喜茂別町（災害対策本部）です。

ただ今、（※³避難すべき事由）ため、〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

直ちに（避難所の施設名）へ避難を完了してください。避難に十分な時間がない場合は、近くの安全な建物に避難してください。

【※³避難すべき事由の例】

- ・□□川の水位がさらに上昇し、大変危険な状況である。
- ・□□裏山で落石があり、すぐにも崖崩れが発生する非常に危険な状況である。

(3) 地震発生時の伝達

○ 地震時における録音放送文（地震中及び直後）

こちらは、喜茂別町です。

ただ今、地震がありました。落ち着いて行動してください。

まず身の安全を守り、火の元を始末してください。

外にいる方は、落下物やブロック塀などに気をつけてください。

今後のテレビ、ラジオの情報を聞いて落ち着いて行動してください。

(4) 5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民がとるべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報		相当する警戒レベル
5	<p>命の危険直ちに安全確保</p> <p>→既に安全な避難困難、命が危険な状態 今いる場所よりも安全な場所へ直ちに避難</p>	<p>緊急安全確保 →必ず発令される情報ではない</p>	大雨特別警報	<p>キキクル(危険度分布)</p> <p>氾濫発生情報</p>	5相当
<警戒レベル4までに必ず避難!>					
4	<p>危険な場所から全員避難</p> <p>→過去の重大な災害の発生に匹敵する状況 この段階までに避難を完了しておく。 台風などにより暴風が予想される場合は暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。</p>	<p>避難指示 →第4次防災体制 災害対策本部措置</p>	土砂災害警戒情報	<p>極めて危険</p> <p>非常に危険</p> <p>高潮特別警報</p> <p>高潮警報</p> <p>氾濫危険情報</p>	4相当
3	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <p>→高齢者以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり避難準備をしたり、自主的に避難する。</p>	<p>高齢者等避難 →第3次防災体制 避難指示の発令を判断できる体制</p>	大雨洪水警報	<p>警戒(警報級)</p> <p>高潮警報に切り替える可能性が高い 注意報</p> <p>氾濫警戒情報</p>	3相当
2	<p>自らの避難行動を確認 →ハザードマップにより、自宅などの災害リスクを再確認するとともに避難情報の把握手段を再認識する。</p>	<p>第2次防災体制 →高齢者等避難の発令を判断できる体制 第1次防災体制 →連絡員を配置</p>	<p>大雨警報に切り替える可能性が高い 注意報</p> <p>大雨注意報 洪水注意報</p> <p>高潮注意報</p> <p>注意(注意情報)</p>	<p>注意(注意情報)</p> <p>氾濫注意情報</p>	2相当
1	<p>災害への心構えを高める</p>	<p>心構えを一段高める 職員の連絡体制確認 (警報級の可能性)</p>	早期注意情報(警報級の可能性)		

(5) 喜茂別町における大雨警報(土砂災害、浸水害)・注意警報・注意報の基準

<大雨特別警報(土砂災害)、大雨警報(土砂災害)・注意報>

市町村名	土壌雨量指数基準(対象災害：土砂災害)		
	特別警報※	警報	注意報
	基準	基準	基準
喜茂別町	273	143	97

本表に示す数値は、町内における土壌雨量指数基準値の最低値
(※大雨特別警報(土砂災害)の指標に用いる基準値)

<大雨特別警報(浸水害)、大雨警報(浸水害)・注意報>

市町村名	表面雨量指数基準(対象災害：氾濫型内水氾濫)			
	基準Ⅳ	基準Ⅲ	基準Ⅱ	基準Ⅰ
	基準	基準	基準	基準
喜茂別町	22	14	11	7

(基準Ⅳ：大雨特別警報(浸水害)の指標に用いる基準値、基準Ⅲ：大雨警報(浸水害)の表面雨量指数基準を大きく超過した値、基準Ⅱ：大雨警報(浸水害)、基準Ⅰ：大雨注意報)

<洪水警報・注意報>

市町村名	流域雨量指数基準(対象災害：外水氾濫)				複合基準(対象災害：浸水型内水氾濫) 左：表面雨量指数、右：流域雨量指数	
	基準Ⅳ	基準Ⅲ	基準Ⅱ	基準Ⅰ	基準Ⅱ	基準Ⅰ
	基準	基準	基準	基準		
尻別川	42.2	38.4	32	25.6		
喜茂別川	21.3	19.4	16.2	12.9		6, 10.3
オロウエン シリベツ川	20.5	18.6	15.5	12.4		

(基準Ⅳ：大雨特別警報(浸水害)の指標に用いる基準値、基準Ⅲ：洪水警報の流域雨量指数基準を大きく超過した値、基準Ⅱ：洪水警報、基準Ⅰ：洪水注意報)

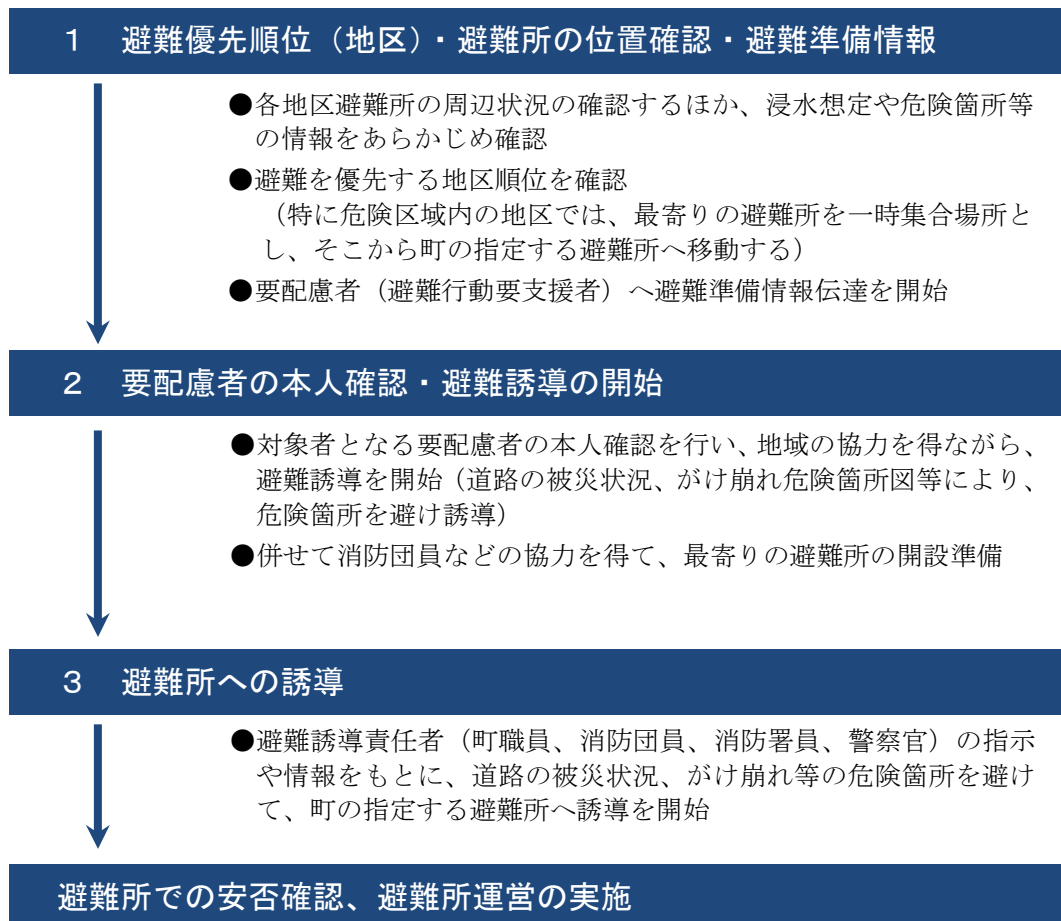
空欄	基準値の設定なし
----	----------

Ⅲ 避難誘導・避難所開設

被災情報の把握とともに、住民の生命の安全を確保するために、避難誘導を行います。風水害等では、気象情報等をもとに、あらかじめ避難を促すことも必要です。

特に、住民は「高齢者等避難」「避難指示」の程度を把握していない場合もあるので、こり起こりうる（あるいは発生した）災害の状況や避難の必要性等を住民に伝えながら、避難誘導を進めましょう。

（参考）避難誘導・避難所開設の流れ



1 避難指示等伝達事項

住民への「高齢者等避難」「避難指示」を行う際の伝達事項は、以下のとおりです。

図表 住民への主な伝達項目

① 高齢者等避難者又は避難指示者
② 避難対象区域
③ 避難先とその場所名
④ 避難経路
⑤ 高齢者等避難又は避難指示の理由
⑥ 注意事項
ア 避難時の戸締まりをする。
イ 避難にあたって、必ず火気危険物等（器具消火、ガス元栓の閉め等）の始末を徹底する。
ウ 漏電及び復旧後の通電火災の防止措置（電気のブレーカーを切る）
エ 携帯品は、必要最小限にする（非常食、水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品（常備薬、処方箋写し及びおくすり手帳含む）、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯モバイルバッテリー等
オ 服装は必要に応じ、帽子、頭巾、雨具、防寒用具等を携帯する。
カ 会社、工場にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

2 住民への周知及び関係機関への連絡

避難措置を実施するときは、IP 告知端末、広報車、ラジオ・テレビ、警鐘・サイレン等の信号、消防団員等による伝達、町内会等の協力、携帯メール、その他の連絡手段等により、住民への周知徹底を図ります。

また、町、道、後志総合振興局、警察及び自衛隊は、避難措置を行った場合、その内容について相互に連絡通報します。

3 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達は、災害の種別や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮し、車両による広報、報道各社への放送要請、町ホームページへの掲載などを行うとともに、町内会長などへの電話等様々な手段で実施します。

避難指示等の伝達手順については、II 避難指示等の判断基準・伝達方法（P. 20～25）を確認してください。

4 避難誘導について

避難誘導の際は、次の避難誘導要領に従い、道路の状況及び危険箇所の位置等を確認する等、安全の確保を第一に進めてください。

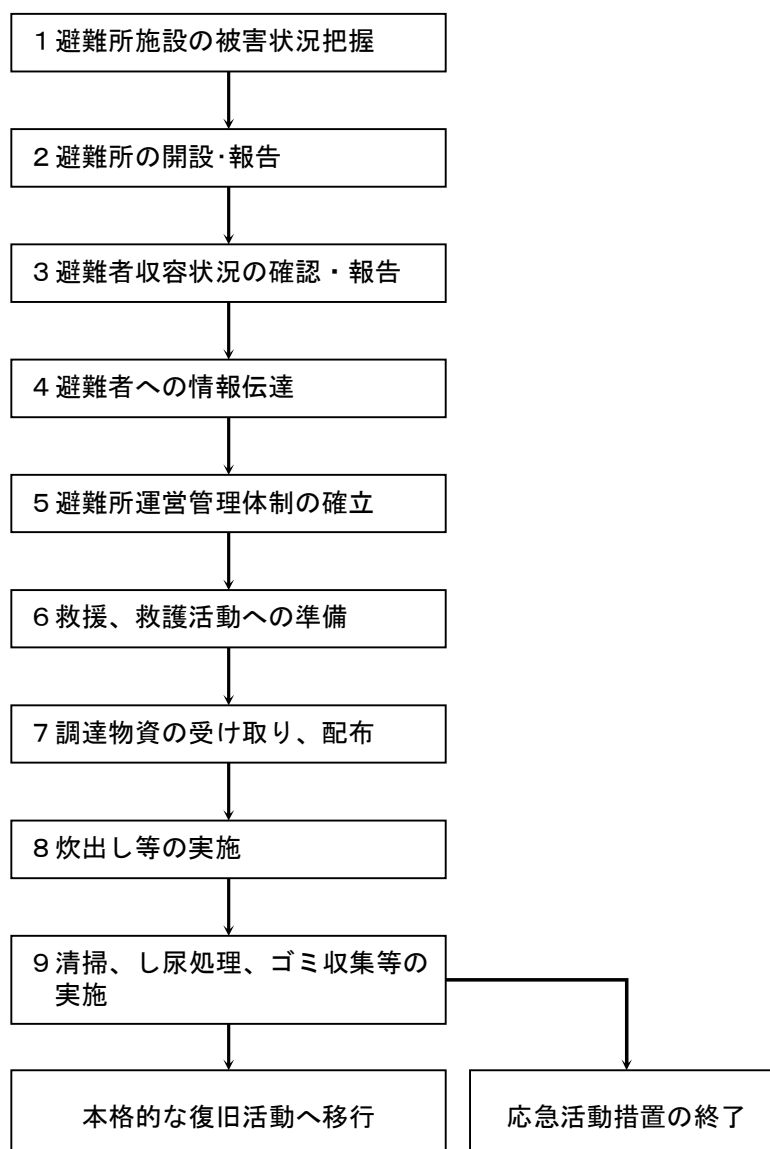
■ 避難誘導要領 ■

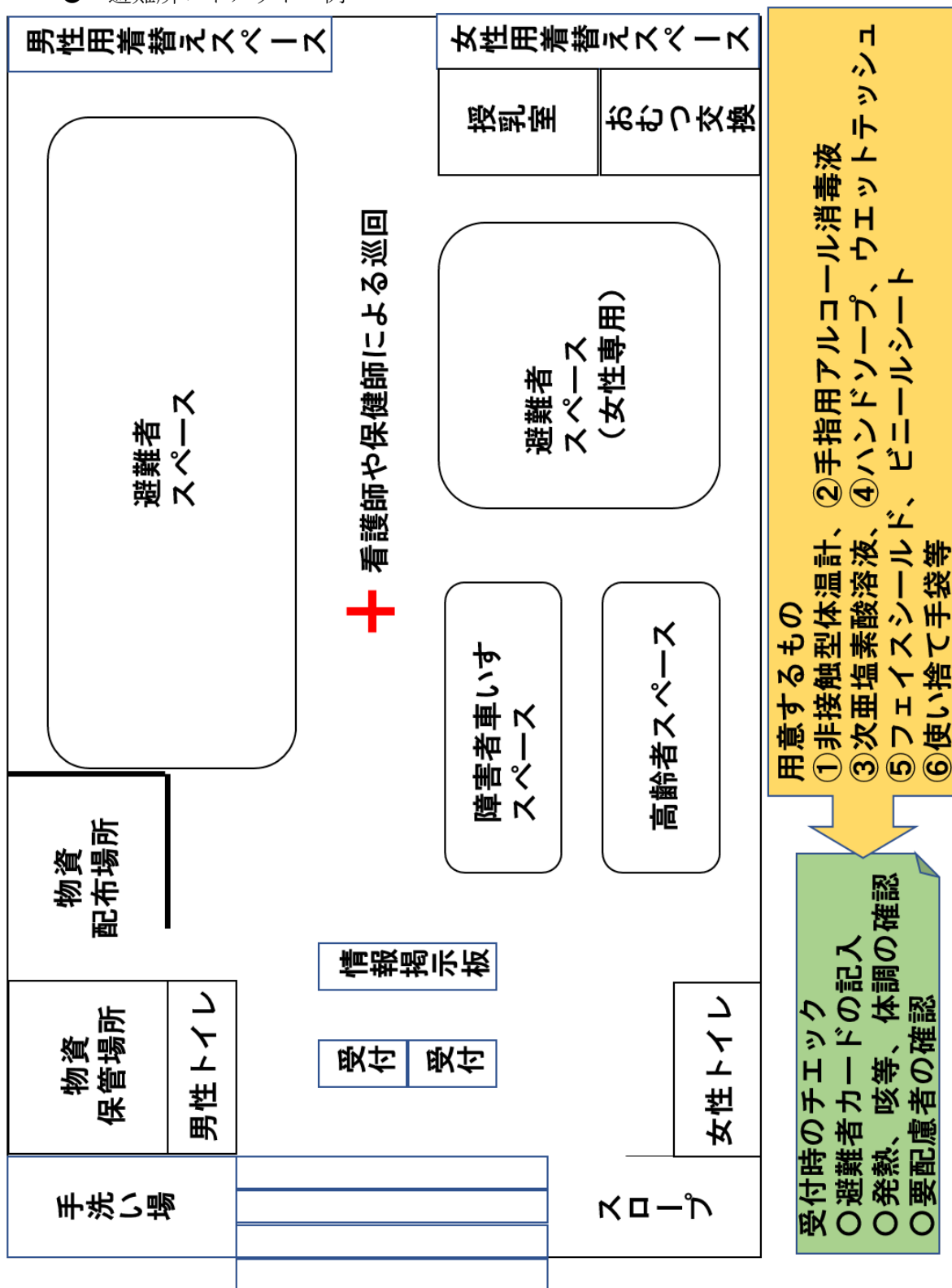
① 避難誘導體制	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生班の統括のもと、職員、消防職員、消防団員及び警察官等が協力して行うこと ● 避難経路を住民に徹底させる必要があると認めるときは、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行い、その安全を確認し、要所に誘導員を配置すること ● 警察署等に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請すること
② 優先して避難させるべき者	<ul style="list-style-type: none"> ● 負傷者及び高齢者・障害者等の避難行動要支援者（救助部 救助班） ※ 町内の要配慮者（避難行動要支援者）を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮すること ● 先に災害が発生すると認められる地区内の居住者
③ 避難の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難は、可能な限り行政区単位で行うこと ● 原則として避難は、避難者自ら行うこと ● 避難者が自立で立ち退くことができない場合、避難途中に危険がある場合、入院患者の場合、その他施設の高齢者、子ども等の避難については、車両等の使用及びヘリコプター等の派遣要請により避難すること ● 大規模な移送を要し、町では対応できない場合は、近隣市町村及び道、後志総合振興局に応援要請を行うこと
④ 誘導時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 誘導経路は、できる限り災害発生のおそれのある危険箇所を避け、安全な経路を選定すること ● 状況により表示板等を設置し、誘導の際は、水没、感電等の事故防止に努めること ● 特に夜間は、照明を確保するとともに、浸水地にあっては、ロープ等を利用し、安全を期すること
⑤ 避難者への周知徹底事項	<p>（住民への主な伝達項目（P. 27）を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 戸締まり、火気の始末を完全にすること ● 携帯品は、必要最小限のものにすること ● 服装は、なるべく軽装とし帽子を装着、雨具、防寒衣等を携行すること

5 避難所の開設・運営について

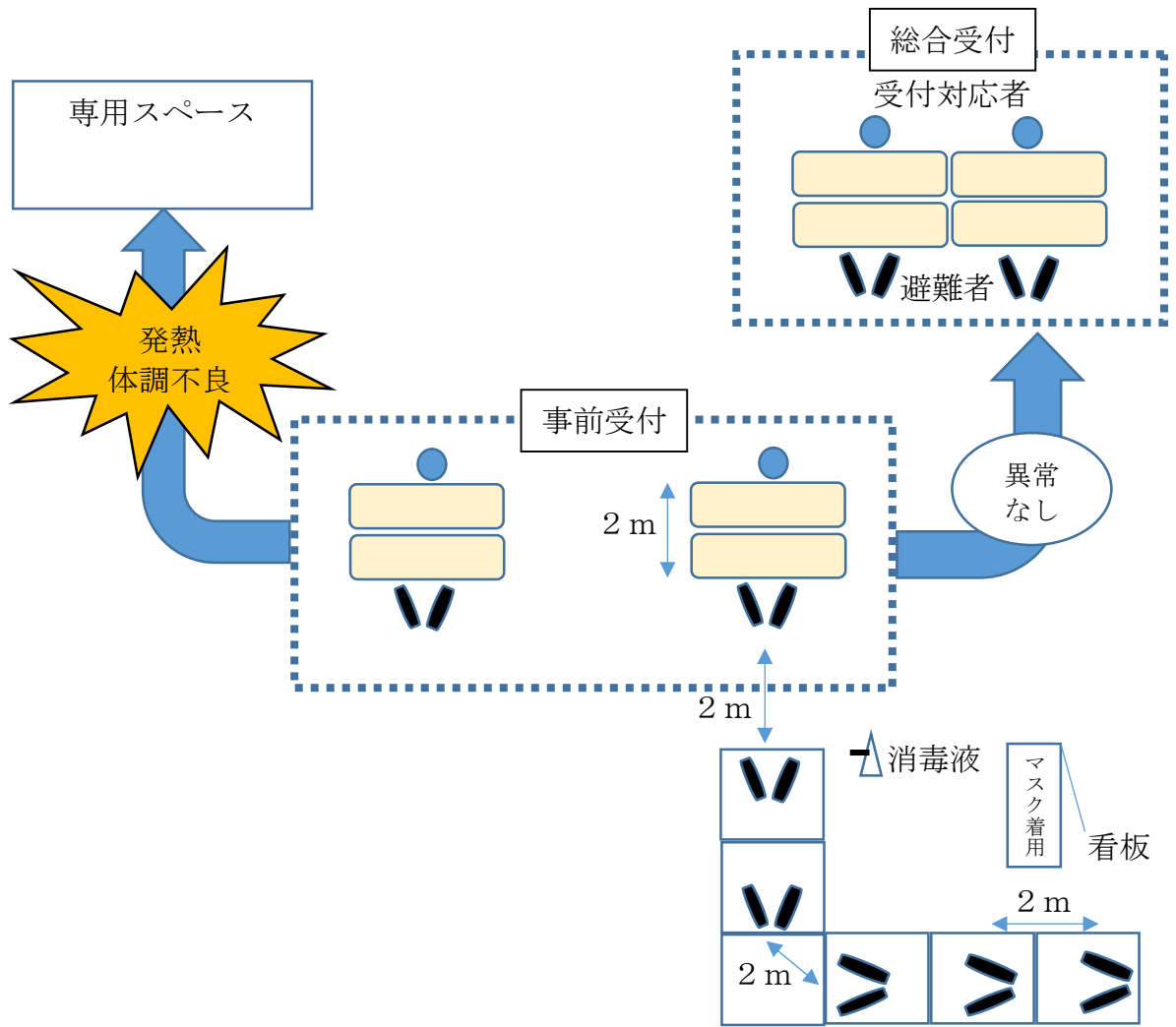
- 避難所の運営については、町職員が現地に赴き、町内会、地域団体と協力して実施します。
- 救援物資の調達及び配分は、主に救護部 救護班が実施します。
- 避難所では高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮します。
- 避難が長期化する場合は、住民の心身の健康に配慮するほか、避難所運営は住民による自主運営を原則とし、職員は運営を支援します。
- 避難所の開設・運営の流れを以下に示します。

図表 （参考）避難所の開設・運営の流れ





● 新型コロナウイルス感染症対策を考慮した避難所における事前受付のレイアウト (例)



連番	区分	内容
1	立入禁止場所	学校職員室、理科室などの危険物のある部屋、放送室など避難者数に応じて初期段階はなるべく教室を使わない。
2	本部室	建物正面玄関に近く、運搬容易なところ、事務室と会議室に分ける。
3	受付	正面玄関入口付近、体育館の中に居住者のよろず受付を設置
4	居住スペース	①初動時は体育館を優先使用（全員に一斉連絡が可能） ②乳幼児家族、要配慮者家族、外国人は体育館の一定スペースが教室を提供 ③入居者数と開放できるスペースを勘案し、順次、教室も使用していく。 ④通路などの共有スペースを確保する。 最低一人あたり2㎡とし、更に通路、共有スペースを確保する。
5	女性就寝スペース	単身女性用に別途就寝スペースを設ける。（希望に応じて）
6	福祉避難室	サポートの必要な要配慮者とその家族
7	仮設トイレ	①野外設置型はバキュームカーの進入容易な位置に。風上には置かない。 夜間用照明の設置容易な場所 ②高齢者が利用しやすいように。居住スペースから遠すぎないように。 ③要配慮者優先トイレを確保する。
8	ペット世話室	鳴き声に留意、居住区域から離れた場所、屋根のあるスペース又はテントを張る。砂場は使わない。（後で使用不能となる。）
9	授乳室	体育館近くのスペース、女子更衣室と兼ねる場合も。

連番	区分	内容
10	更衣室	体育館に付属した部屋を割り当て。ない場合は緩帳を降ろしてステージで。ダンボールで体育館や通路に設置した例あり。
11	災害時救護室	入居時に体調不良の世話をす。体育館に近い1階
12	医務室	学校の保健室などを使う。(体育館から遠い場合は近くの教室)(保健師・看護師などによる健康相談コーナーは体育館又はその近く。)
13	物資置き場	物資はトラックが止めやすい場所に卸して、雨に濡れない場所に。野外の屋根のあるところも可能だが夜間警備が必要
14	食料・物資配給所	体育館ステージ、あるいは広いエントランスロビー等
15	情報掲示板	体育館などメインとなる居住スペース、又は受付付近の壁に設置
16	ゴミ集積所	①ゴミ箱は体育館の片隅又は体育館を出た通路(分別する。) ②ゴミ集積所は清掃車の便を考え、雨に濡れないようにする。
17	喫煙所	原則として学校敷地を出た屋外、雨に濡れない場所

連番	区分	内容
1	特設電話	体育館、受付に近い通路等、長電話を慎むよう貼付する。 (外国人にも注意を呼びかける。)
2	介護室	広い居住スペースでは生活しにくい要介護者の世話をする。 1階が望ましい。
3	面会所	体育館などの居住スペースから離れた場所に設置する。 避難している人以外の一般外来者は居住スペース立入禁止
4	調理室	学校の給食室 ボランティア、自衛隊の炊きだし所は給排水のできる屋外の場所にテントを張る。
5	テレビ	体育館ステージに置く。教室に設置されたものを使う。有効な情報源
6	食堂	体育館に近い教室又は雨の当たらない場所 (家族の居住スペースで食べる人がほとんど)
7	談話室	体育館から少し離れた教室
8	学習室	体育館から少し離れた教室、図書室 (たいていの場合、避難者の中に受験生がいる。)
9	ボランティア 控え室	本部室の近く。教室を半分に区切り、倉庫棟と共有しても良い。
10	洗濯室・ 物干し場	給排水の便利な場所、物干し場は、屋上を使っても良い。
11	PC・ インターネット	学校のパソコン教室を借りる。利用の規則をつくる。

IV 災害別初動対応

風水害の場合は、気象警報等により災害の発生が予見でき、段階的に対策を講じることが可能ですが、地震災害の場合は、突発的に発生することから緊急に対策活動を開始する必要があるなど、災害時の初動対応は状況によって異なります。

ここでは、状況ごとの初動期の主な活動を示します。

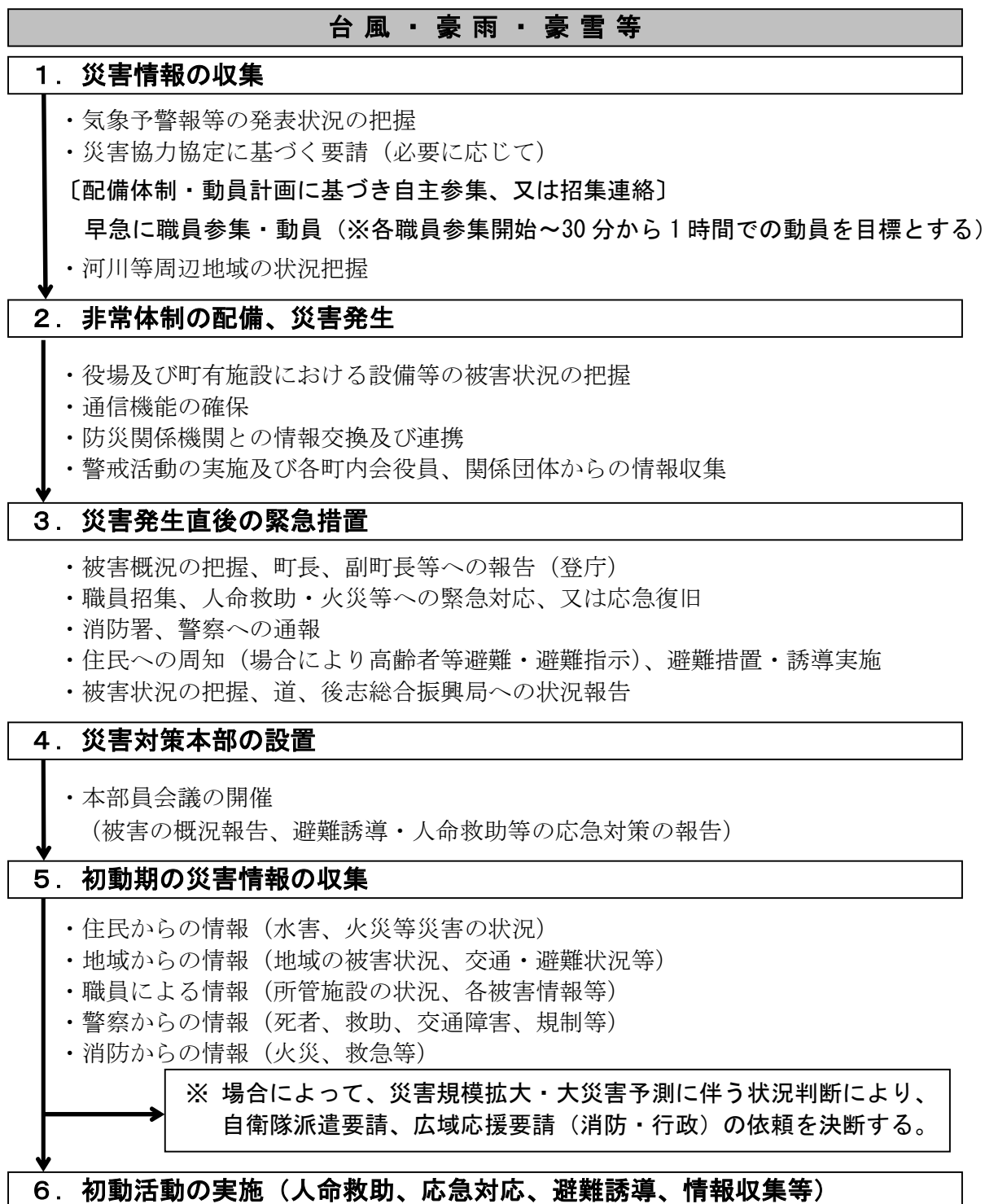
本部の対策状況や町内の被災状況を常に把握しながら、各班での必要な対応に向けた準備を進め、速やかに初動対応を行ってください。

なお、各班ともに、活動状況を適宜、町災害対策本部へ報告してください。

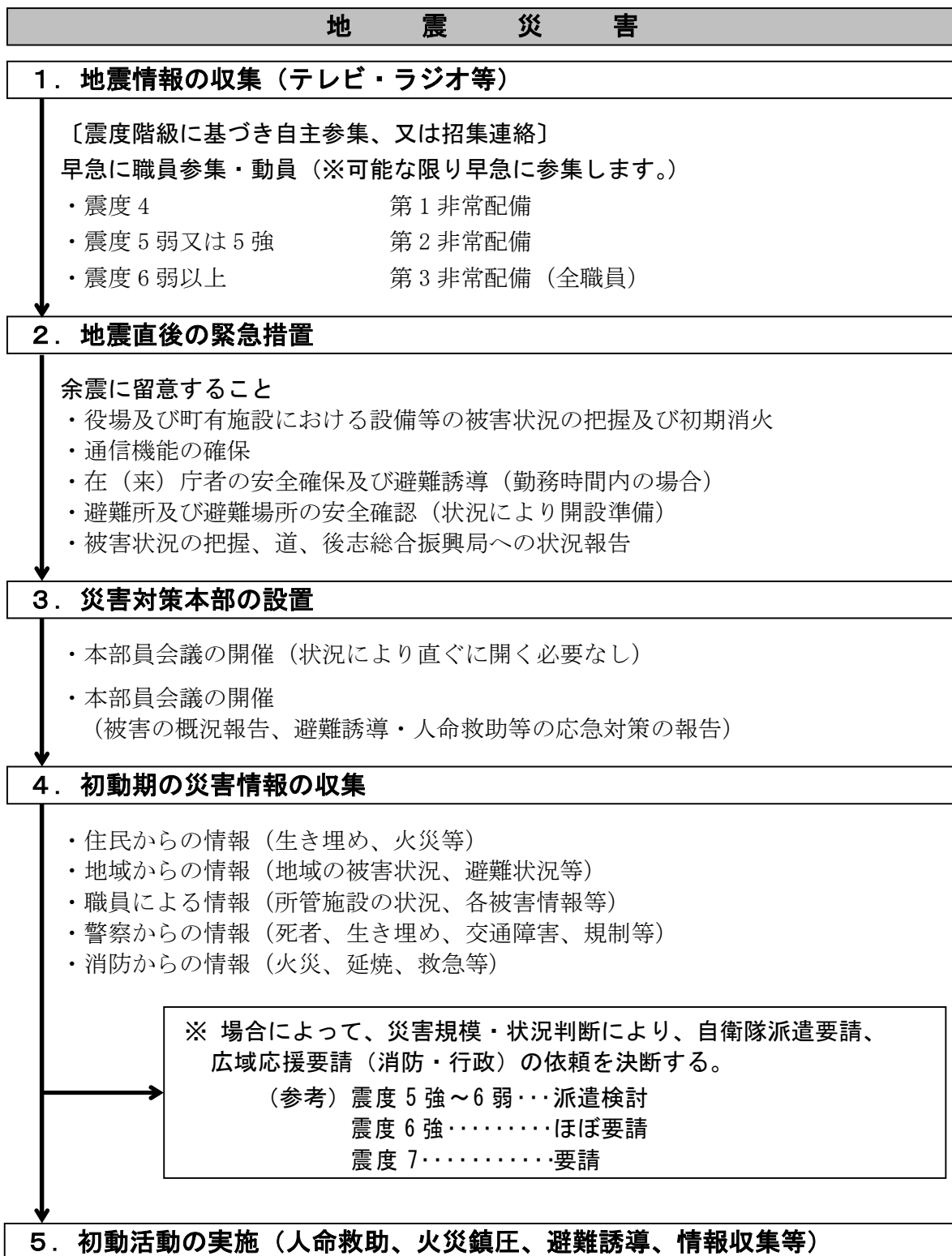
その他、統括班（災害対策本部）及び総務班より、他の班から協力要請があった場合は、可能な限り協力することとします。

災害別初動対応の流れ

◎ 風水雪災害等の初動対応の流れ

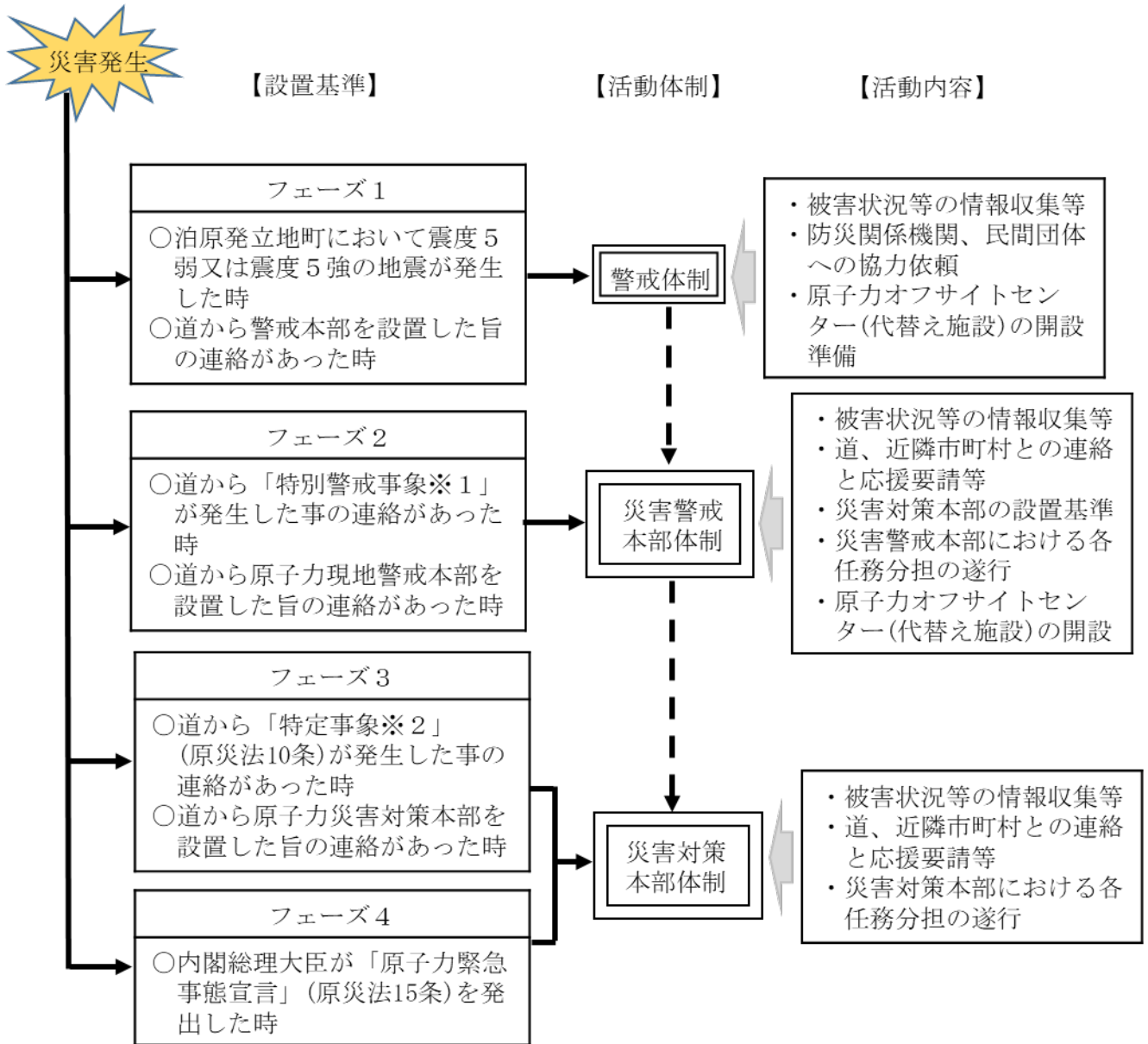


◎ 地震災害の初動対応の流れ



◎ 原子力災害時の活動体制の流れ

原子力災害時の活動体制は、次のとおり「警戒体制」「災害警戒本部体制」「災害対策本部体制」の3体制とします。



※1：「特別警戒事象」

- ①原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発表した場合
- ②原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合
- ③日本海地震注意報が発表された場合
- ④原子力規制庁の審議官または原子力防災課事故対策室長が必要と認める原子力施設の重要な故障等
- ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合

※2：「特定事象」

原災法第10条に基づき、原子力防災管理者が政府、地方公共団体に通報しなければならない事象

- ①敷地境界付近に設置した放射線測定設備において1地点で10分以上、2地点以上で5マイクロシーベルト毎時 ($\mu\text{Sv/h}$) 以上の放射線量を検出した時
- ②排気筒などの通常放出場所において、拡散などを考慮して敷地境界で5マイクロシーベルト毎時 ($\mu\text{Sv/h}$) 以上相当の放射性物質を10分間以上検出した時
- ③火災、爆発などが生じ、管理区域の外で50マイクロシーベルト毎時 ($\mu\text{Sv/h}$) 以上の放射線量の検出及び5マイクロシーベルト毎時 ($\mu\text{Sv/h}$) 以上に相当する放射線物質を検出した時
- ④臨海事故の発生又はそのおそれのある状態
- ⑤制御棒の挿入による原子炉停止ができない状態
- ⑥その他、原子力緊急事態に該当する事象

災害対策本部の事務分掌（業務分担）

喜茂別町における災害時の所掌事務では共通事項として、対策本部からの決定事項に基づき、所管する事務に対する対策について、実施にあたって記録は各部班で行い、各部でとりまとめて本部へ報告する体制を構築しています。

また、初動期に職員の効率的な人員配置を行い、円滑な初動活動等を進める体制として、当該部（班）の指示のもと、他の部（班）の応援・支援等の業務につくこととします。

なお、他部班の協力にあたる際は、本事務分掌で活動内容を確認し、協力にあたってください。

班	所 掌 事 項	所 管
—	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関すること。 2 所管に属する被害状況調査、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 3 災害時における所掌事項の活動記録に関すること。 4 災害時における協力員の受入れに関すること。 5 災害時における本部との連絡調整に関すること。 6 職員への連絡体制整備に関すること。 	—
統括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関すること。 2 災害対策本部設置及び運営に関すること。 3 災害対策本部員会議に関すること。 4 災害情報の収集及び報告に関すること。 5 応急救助及び復旧対策の調整に関すること。 6 災害救助法の適用及び実施に関すること。 7 気象情報等の受理並びに伝達に関すること。 8 自衛隊の派遣要請及び配置計画に関すること。 9 道及び他市町村等に対する広域応援要請及び相互応援に関すること。 10 災害応急対策に関すること。 11 食料、衣料、生活必需品、その他物資の調達及び実施に関すること。 12 商工業、観光施設等の被害調査及びその応急、復旧対策に関すること。 13 観光客のり災防止に関すること。 14 住民への災害情報、避難指示、解除、避難場所等に係る周知に関すること。 15 災害時における労務供給計画及びその実施に関すること。 16 その他災害に関する所掌事項に関すること。（※） 	まちづくり振興係
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁内非常配備体制及び職員の動員に関すること。 2 各部班の連絡調整に関すること。 3 庁内の電力及び電話通信の管理及び確保に関すること。 4 災害時の配車及び車両の確保に関すること。 5 町有財産に関すること。 6 災害対策活動の写真等、災害対策記録に関すること。 7 住民組織等への協力要請に関すること。 8 各地区との連絡及び情報交換、報道機関等との連絡調整に関すること。 9 その他災害に関する所掌事項に関すること。（※） 	総務係

班	所 掌 事 項	所 管
財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な財政措置に関すること。 2 義援金の受付保管及び配分に関すること。 3 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関すること。 4 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 5 職員等の寝具、食料及び被服等の調達並びに配付に関すること。 6 災害対策本部に必要な資機材及び施設の整備に関すること。 7 災害時の車両（作業用を除く）の確保及び配車に関すること。 8 災害応急資機材、物資の調達に関すること。 9 その他災害に関する所掌事項に関すること。（※） 	財政担当 会計係
民生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の避難誘導に関すること。 2 避難所収容台帳の作成及び避難所の開設（内部配置）・運営指導に関すること。 3 行方不明者の捜索に関すること。 4 被災者に対する炊き出し及び食料品等の給与に関すること。 5 災害廃棄物に関すること。 6 死亡者の収容及び安置に関すること。 7 死体の処理、埋葬に関すること。 8 ペットに関すること。 9 その他環境衛生に関すること。 10 塵芥の収集、し尿の汲み取りの処理に関すること。 11 避難所における仮設トイレの設置に関すること。 12 その他災害に関する所掌事務に関すること。（※） 	住民係
税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者名簿の作成に関すること 2 り災証明に関すること 3 被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関すること 4 被災者の町税の減免措置等に関すること 5 被災者の国民年金保険料免除に関すること 6 被害者の国保税の減免に関すること 7 その他災害に関する所掌事項に関すること。（※） 	税務係
救助班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者等の避難誘導、収容及び災害時における施設の管理運営に関すること。 2 感染予防に関すること。 3 保健所との災害関係事務の調整をすること。 4 医師会その他医療機関団体との連絡調整に関すること。 5 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関すること 6 被災者の精神保健に関すること。 7 救急薬品その他衛生資材の供給確保に関すること。 8 救援物資の調達若しくは受付、配布及び生活必需品の給与、貸与に関すること。 9 日赤救助機関との連絡調整に関すること。 10 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 11 災害時のボランティアの受入れに関すること。 12 福祉施設の被害調査及び復旧に関すること。 13 被災者の相談に関すること。 14 その他災害に関する所掌事項に関すること。（※） 	健康づくり係 福祉係

班	所 掌 事 項	所 管
農林班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業の被害調査及びその応急、復旧対策に関すること。 2 被災地の病虫害の防疫及び家畜伝染病に関すること。 3 農畜物産及び林産物の被害調査に関すること。 4 被害者の経営指導に関すること。 5 その他災害に関する所掌事項に関すること。(※) 	農林係
建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、災害危険箇所等の巡視及び情報収集に関すること。 2 道路、橋梁及び河川の応急措置及び災害復旧に関すること。 3 土木被害の調査及び路線等の確保（冬期の除雪、障害物の除去等を含む）に関すること。 4 災害時における救出、輸送に要する車両の配車に関すること。 5 食料、救援物資及び応急資材等の輸送に関すること。 6 災害派遣自衛隊の誘導、撤収及び連絡調整に関すること。 7 災害応急資材の確保に関すること。 8 公共施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 9 災害時の公害発生予防及び応急措置に関すること。 10 住宅の応急修理に関すること。 11 関係機関との連絡調整に関すること。 12 その他災害に関する所掌事項に関すること。(※) 	管理係
給水班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の飲料水の確保及び給水に関すること。 2 水道施設の被害調査及び応急措置に関すること。 3 被災水道施設の復旧に関すること。 4 下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること。 5 被災下水道施設の復旧に関すること。 6 関係機関との連絡調整に関すること。 7 その他災害に関する所掌事項に関すること。(※) 	上下水道係
教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校・保育園・社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 児童生徒・保育園児の避難実施に関すること。 3 児童生徒・保育園児・保護者との連絡調整に関すること。 4 避難所の開設、施設の応急利用に関すること。 5 被災児童生徒・保育園児の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関すること。 6 学用品等の配給に関すること。 7 災害時における学校給食に関すること。 8 児童生徒の応急教育、保育園児の応急保育に関すること。 9 教職員の動員に関すること。 10 各種団体との連絡調整に関すること。 11 文化財の保護及び応急対策に関すること。 12 その他災害に関する所掌事項に関すること。(※) 	教育振興係
協力係	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関すること。 2 その他災害に関する所掌事項に関すること。(※) 	議会事務局

※ その他災害に関する所掌事項に関すること

他の班の応援・支援等の業務につくことを意味します。

災害発生時には、初動体制の構築及び参集状況により、避難対策や避難行動要支援者及び要配慮者対策に関わる業務、また、救助などの各業務については、当該部班のみで対応することは困難であることも想定されるため、※の記載の班は、当該班の指示のもと、他の班の応援・支援等の業務につくこととします。

各班の初動時の業務内容

【共通事項】本部への報告・活動の原則

共通事項	【初動期の主な活動】 ● 所管に属する災害応急対策等に必要な資機器材の整備及び点検を実施 ● 所管に属する被害状況調査を実施し、被害状況報告を本部へ報告を実施 ● 災害時における活動結果を記録し、各対策班でとりまとめを実施
全 課	

初 動 活 動 概 要

発災前・発生より数時間

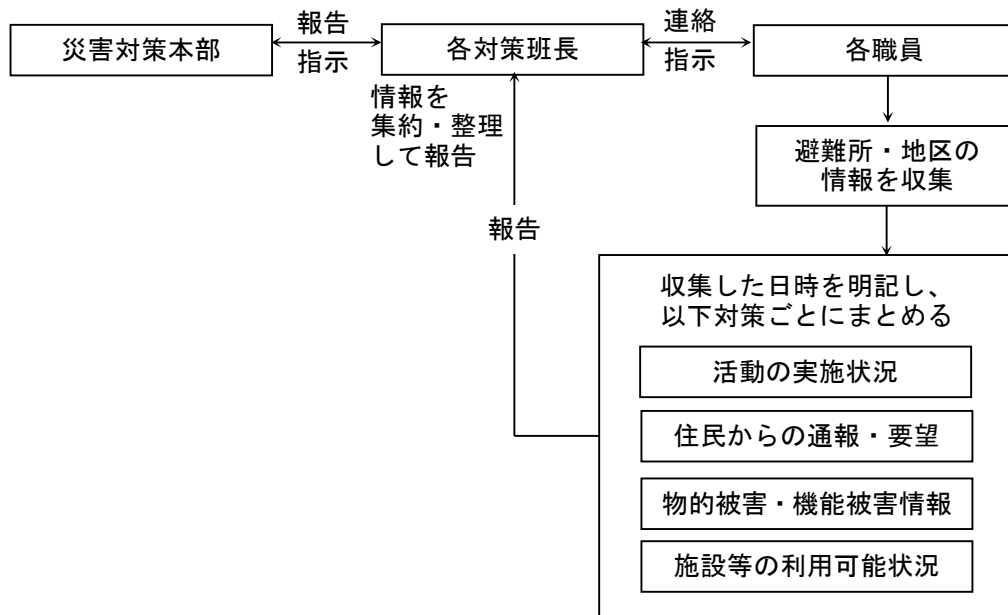
発生より半日

1～2日

【各班・係より本部への報告・活動の原則】

災害時の活動においては、下図のとおり、対策本部からの決定事項に基づき、所管する事務に対する対策について、実施にあたって記録は各班で行い、各班でとりまとめて本部へ報告することとします。

図表 情報収集・報告のイメージ



(情報収集・共有方法)

- ・原則として、町災害対策本部の指示を各対策班長が班内に指示します。
- ・各職員は、収集した被害状況の調査・町民の意向等を分類し、収集した日時を明記して各対策班長へ報告します。
- ・各対策班長は、収集した情報をとりまとめ、町災害対策本部へ報告します。

【1】統括班

統括班	<p>【 初動期の主な活動 】</p> <p>○風水害発災前の対応</p> <p>①気象情報の把握</p> <p>②職員の待機・応急体制の事前周知</p> <p>③関係機関との事前連絡（情報の共有）</p> <p>④住民への避難情報等の伝達</p> <p>⑤商工観光施設の点検</p> <p>● 設置基準に基づき、災害対策本部を設置する</p> <p>● 設置場所の安全確認、必要な本部資機材の確保を直ちに行う</p> <p>● 直ちに、職員、防災会議委員、関係機関等に通知する</p> <p>● 災害対策本部会議を開催し、その結果に基づき、各班へ応急対策に関する指示を出す</p> <p>● 各対策班からの被害状況報告をとりまとめ、道（後志総合振興局）及び関係機関への報告、自衛隊の災害派遣要請等の判断を行う</p> <p>● 住民への避難情報、災害情報の伝達を的確に行うこと</p> <p>● 商工観光施設の被害調査を迅速に行うこと</p>
まちづくり振興課 まちづくり振興係	

初 動 活 動 概 要（※詳細 P. 13～14 参照）

発災前・発生より数時間	発生より半日	1～2日
[災害対策本部の設置～災害対策本部会議の開催]		
<p>1. 災害情報の分析・報告 （災害対策本部設置検討）</p> <p>①町内の被害状況を把握するため、把握した災害情報を取りまとめ町長へ報告</p> <p>②被災情報に基づき、非常配備体制（P. 6）及び災害対策本部設置（P. 11）を決定</p> <p>③職員の参集範囲を決定し、各班長へ参集の連絡</p> <p>④高齢者等避難・避難指示の検討</p> <p>2. 登庁職員数の確認 職員の安否等を確認し、状況に応じて、他班の応援要請を調整し、人員を配置</p> <p>3. 本部設置の準備・通知</p> <p>①本部室を確保し、必要備品を揃える（P. 12）</p> <p>②災害対策本部設置の通知</p> <p>③避難所開設の通知・報告</p> <p>④各班からの被害状況報告をとりまとめ、道（後志総合振興局）、関係機関への報告等を行う</p>	<p>1. 災害情報の分析・報告</p> <p>①被害地域、内容、規模を把握し、各関係機関の初動状況を把握</p> <p>②自衛隊派遣要請の必要性を検討（緊急性、公共性非代替性を確認）</p> <p>2. 災害対策本部会議の開催</p> <p>①被害状況等から、災害対策本部会議の議事（必要な応急対策項目）を検討</p> <p>3. 災害情報の分析・報告</p> <p>①詳細な被害状況を把握し、広域応援要請の要否の判断、災害救助法の適用の申請を検討</p>	<p>1. 災害対策本部会議の開催</p> <p>①物資等、応援要請等の判断</p> <p>②被害情報の報告等</p>

[関係機関との連絡調整]		
<p>1. 関係機関との連絡調整 町内の災害情報を関係機関へ連絡し、災害情報を共有</p>	<p>1. 関係機関との連絡調整 引き続き、町内の災害情報を関係機関へ連絡し、災害情報を共有</p> <p>2. 自衛隊、関係機関の職員の受け入れ準備</p>	<p>1. 関係機関との連絡調整 引き続き、町内の災害情報を関係機関へ連絡し、災害情報を共有</p> <p>2. 自衛隊、関係機関の職員の受け入れ対応</p> <p>3. 自衛隊等へのニーズの明確化</p>
[商工観光施設への対応]		
<p>1. 避難措置の実施 利用者の避難措置を最優先に実施</p> <p>2. 商工観光施設の被害調査 施設管理者、関係団体を通じた施設の被害を調査</p>	<p>1. 商工観光施設の被害調査 被害調査のとりまとめ</p>	<p>1. 商工観光施設の被害調査 施設被害状況等により、応急措置、当面の運用方針を検討</p>
[住民との連絡調整・住民への情報伝達及び広報の実施]		
<p>1. 住民組織の被災状況の把握</p> <p>2. 住民への災害情報の広報 ①広報手段 (P. 24) ②広報文例 (P. 24~25)</p> <p>3. 住民への災害対策本部設置の広報</p>	<p>1. 住民組織との連絡調整 (地域状況の把握)</p> <p>2. 広報車等による災害情報の住民への広報 ①避難情報 (避難場所等) ②救助・応急対策活動</p> <p>3. 交通規制情報の広報</p> <p>4. 避難所への災害情報の広報</p>	<p>1. 災害情報、生活情報等の住民への広報 ①応急対策活動 ②ライフライン情報 ③応急給水に関する情報 ④その他</p> <p>2. 臨時広報紙等の発行準備</p>

【2】総務班

総務班	【 初動期の主な活動 】 ○風水害発災前の対応 ①職員の待機・応急体制の事前周知 ②職員への参集指示の準備 ③公用車両の点検 ● 職員（家族）の安否確認と職員の配備、動員を図ること ● 状況に応じて職員の人員調整を行い、他部班の応援に対応すること ● 庁舎の被害状況を把握すること ● 非常時における通信機器の確保を行うこと ● 庁舎の被害状況を把握すること ● 統括班より、他班から応援要請があった場合は、可能な限り協力すること
総務課 総務係	

初 動 活 動 概 要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1～2日
【 職員配置・対応 】		
1. 職員（家族）の安否確認 2. 登庁職員数を本部へ報告 3. 他班から応援要請を把握	1. 職員の給食の手配 2. 職員の給食実施 職員への給食広報、避難所担当職員への配食 3. 各班との調整及び指示 本部会議等での調整事項を各班へ指示	1. 職員の健康管理 2. 職員の給食実施 3. 各班との調整及び指示 本部会議等での調整事項を各対策部へ指示 4. 他市町村及び関係機関への派遣要請の検討
【 通信体制の確保・庁舎・公共施設の被害確認 】		
1. 通信、情報機器の被害状況の把握 2. 庁舎の建物・設備などの被害調査	1. 他の公共施設の建物・設備などの被害調査	1. 庁内ライフライン、その他設備被害のとりまとめ 2. 本部へ被害状況の報告 3. ライフライン応急措置実施

【3】 財政班

財政班	【 初動期の主な活動 】 ○風水害発災前の対応 ①本部の一般経理に関する準備 ● 災害対策本部の財政措置を迅速に行うこと ● 緊急輸送車両を迅速に手配、確保すること ● 緊急輸送車両確認証明書、標章の手配を迅速に行うこと ● 統括班と連絡調整を図り、物資等の調達を実施すること ● 統括班より、他班から応援要請があった場合は、可能な限り協力すること。
総務課財政担当 会計係	

初 動 活 動 概 要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1～2日
[財 政 措 置]		
1. 指定金融機関等の被害調査 出納室金庫及び有価証券等 預かり金品の確認	1. 指定金融機関等の被害調査 被害状況、営業の可否の確認	1. 災害時の一般経理の実施
[経 理 関 係]		
1. 緊急支払いの準備 必要な書類等を点検・確認 し、緊急支払いに備える	1. 本部の出納に関する準備 経理に関する書類、現金等の 準備	1. 応急救助費の支出の実施
[公 用 車 運 行 管 理 ・ 輸 送]		
1. 輸送車両の確保 ①公用車両の待機・使用、公 用車以外の車両等の確保 (借上等) ②緊急通行車両確認証明書、 標章の車両への備え付け	1. 食料の輸送 2. 物資の輸送 3. 輸送の実施と記録	1. 食料の輸送 2. 物資の輸送 3. 輸送の実施と記録
[物 品 等 の 備 蓄 ・ 調 達]		
1. 備蓄食料の把握 2. 生活必需品等物資の備蓄 状況の確認及び調達準備	1. 食料等の必要数量の把握 新たな食料調達の必要性の 有無とその数量を把握 2. 生活必需品等物資の必要数 量の把握	1. 食料等の調達 関係機関、各卸売及び小売販 売業者を通じ、貯蔵米穀、パ ン等を調達 2. 協定業者等からの生活必需 品等物資の調達

【4】民生班

民生班	<p>【 初動期の主な活動 】</p> <p>○風水害発災前の対応</p> <p>①気象情報の把握、避難情報の発令・通知</p> <p>②避難経路の設定（可能な限り2つの避難経路を設定）</p> <p>● 避難指示</p> <p>に基づく避難誘導が実施される場合、住民組織、近隣住民等の協力により実施すること</p> <p>● 開設する避難所と連携し、避難誘導を実施</p> <p>● 警察署及び駐在所と連携し、交通安全・防犯活動及び行方不明者捜索を迅速に行うこと</p> <p>● 必要に応じて行方不明者の捜索に協力すること</p> <p>● 給食調理（炊き出し）施設の被災調査及び応急復旧</p> <p>● 炊き出し等に必要な食料を総務部 財政班に伝えること</p> <p>● 教育班と連絡調整を図り、各避難所への炊き出しを実施</p> <p>● し尿処理、ごみ処理及び清掃処理業者の動員を円滑に行うこと</p> <p>● 統括班より、他班から応援要請があった場合は、可能な限り協力すること</p>
住民課 住民係	

初 動 活 動 概 要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1～2日
[避 難 誘 導]		
<p>1. 避難誘導の準備・避難経路の設定</p> <p>2. 避難誘導の実施</p> <p>避難誘導要領（P.28）に基づき実施</p> <p>①消防職員、消防団員及び警察官が協力して実施</p> <p>②必要に応じて誘導員を要所に配置するとともに、避難経路等の安全確保に努めるなど、誘導の実施に安全を期すること</p> <p>③車両による移送を要する場合は、公用車を手配すること</p>	<p>1. 引き続き避難誘導の実施</p> <p>2. 地区ごとの避難実施状況、収容状況の確認と報告</p> <p>①避難者全員の避難者名簿を作成、管理</p> <p>②収容状況を災害対策本部へ報告</p>	<p>1. 引き続き避難者の収容状況の確認と報告</p> <p>①避難者全員の避難者名簿を作成、管理</p> <p>②収容状況を災害対策本部へ報告</p>
[交 通 対 策]		
<p>1. 俱知安警察署及び駐在所との連絡調整</p>	<p>1. 交通規制の実施</p> <p>警察と協力して交通規制を実施</p>	<p>1. 引き続き交通規制の実施</p> <p>警察と協力して交通規制を実施</p>

【5】税務班

税務班	【 初動期の主な活動 】 <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅被害調査を迅速に行うこと（※現地が安全と確認された場合のみ実施） ● 班内での応援を行うほか、総務部より、他部班への応援要請があった場合は、可能な限り協力すること ● 統括部より、他班から応援要請があった場合は、可能な限り協力すること
住民課税務係	

初 動 活 動 概 要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1～2日
[住宅・調査]		
1. 住民組織と連携した住宅の被害を把握 庁舎の電気、ガス、水道の被害状況の調査	1. 住宅の被害調査 2. 被害調査のとりまとめ	1. 被害調査のとりまとめ
[他部・班の協力要請への対応]		
1. 他班からの応援要請への待機 総務班へ、部内の参集状況を報告し、応援要請に備えること		

【6】救助班

救助班	【 初動期の主な活動 】 ○風水害発災前の対応 ①事前自主避難のための避難所の開設 ②事前自主避難者への物資の供給 ● 避難行動要支援者に関する安否確認を行うこと ● 施設の被害箇所、危険箇所の応急修理を実施すること ● 医療機関（町内及び広域圏）の被害状況を迅速に把握すること ● 医師会、保健所、日本赤十字社等の救護班を受入れ、円滑な医療活動を支援すること ● 統括班より、他班から応援要請があった場合は、可能な限り協力すること
元気応援課 福祉係 健康づくり係	

初 動 活 動 概 要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1～2日
【 避難行動要支援者対策 】		
1. 福祉施設への高齢者等避難の通知・避難の実施 2. 避難行動要支援者の安否確認 地域と協力し、ひとり暮らし高齢者、重度障がい者等、要配慮者の安否確認 3. 個人情報のデータ管理状況確認	1. 避難行動要支援者の被災調査 2. 避難行動要支援者の救護 避難誘導が実施される場合、近隣住民及び住民組織の協力により、避難誘導要領（P.30）に基づき実施 3. 避難行動要支援者の救護	1. 安否問い合わせ対応 2. 避難行動要支援者被災調査の整理 3. 個人情報のデータ維持管理 4. 引き続き避難行動要支援者への救護
【 保健・医療 】		
1. 医師等の安否確認 2. 医療施設等の被害調査 医療機関の建物、電気、水道、ガス、電話、館内設備の被害状況を調査	1. 応急救護の需要把握 ①避難所における負傷者数の把握 2. 備蓄医薬品の確認 3. 医療、福祉施設への優先給水の要請	1. 備蓄医薬品の提供、必要機材等の調達 2. 救護班の受け入れ、活動支援の継続 3. 広域医療活動体制への対応 4. 避難所の巡回診療を開始

【7】農林班

農林班	【 初動期の主な活動 】 ○風水害発災前の対応 ①気象情報を把握し、農林事業者への注意を呼びかけること ● 農林産物の被害調査を迅速に行うこと。 ● 山林の被害調査を迅速に行うこと ● 農地・農林施設の被害調査を迅速に行うこと。 ● 班内での応援を行うほか、統括班より、他班からの応援要請があった場合は、可能な限り協力すること	
農林課 農林係		
初 動 活 動 概 要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1～2日
[農地・農林施設への対応（河川）]		
1. 河川水位、雨量情報の収集 2. 非常監視及び警戒 消防機関と連携し、水防区域内の巡視・監視を厳重に行う 3. 農地・農業施設の被害調査 施設管理者、関係団体を通じた施設の被害を調査	1. 河川水位、雨量情報の収集 2. 農地・農業施設の被害調査 被害調査のとりまとめ	1. 河川水位、雨量情報の収集 2. 農地・農業施設の被害調査 施設被害状況等により、応急措置、当面の運用方針を検討
[農地・農林施設への対応（土砂）]		
1. 土砂災害警戒情報の収集 2. 非常監視及び警戒 消防機関と連携し、警戒区域内の巡視・監視を厳重に行う 3. 林業施設の被害調査 施設管理者、関係団体を通じた施設の被害を調査	1. 土砂災害警戒情報の収集 2. 所轄施設の被害調査 被害調査のとりまとめ	1. 土砂災害警戒情報の収集 2. 所轄施設の被害調査 施設被害状況等により、応急措置、当面の運用方針を検討
[他班の協力要請への対応]		
1. 他班からの応援要請への待機 統括班へ、班内の参集状況を報告し、応援要請に備えること		

【8】建設班

建設班	【 初動期の主な活動 】 ○風水害発災前の対応 ①気象情報の把握に努め、監視、警戒を行うこと ②危険箇所の予防措置（土のう等）を行うこと ● 水防計画に基づき水防対策を行うこと ● 道路、河川、公共土木施設の被害調査を迅速に行うこと ● 道路の復旧、障害物の除去は、優先順位を考慮し実施すること ● 避難所と連携し、食料、物資を迅速に輸送すること ● 住宅被害調査を迅速に行うこと ● 建築物の応急危険度判定を北海道と連携し迅速に行うこと。 ● 統括部より、他班から応援要請があった場合は、可能な限り協力すること
建設課管理係	

初 動 活 動 概 要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1～2日
[土 木 対 策]		
1. 河川水位、雨量情報の収集 関係機関等と連絡をとり、雨量・水位の状況を把握 2. 非常監視及び警戒 消防機関と連携し、水防区域内の巡視・監視警戒を厳重に行う 3. 消防団及び水防協力団体との連絡調整 消防団及び水防協力団体との連絡調整を行い、待機、出動の指示を行う 4. 道路等の緊急点検 緊急輸送路線を中心に道路パトロールにより被災状況を把握 5. 緊急措置実施箇所の決定 緊急輸送路確保のため、緊急復旧作業が必要な箇所を決定し、復旧のための作業量や対応方法等を検討	1. 河川水位、雨量情報の収集 引き続き状況を把握 2. 非常監視及び警戒 引き続き状況を把握するとともに、被害の拡大防止のため、必要な水防活動を実施 3. 道路等の緊急点検 ①引き続き各路線を点検調査する ②住民等からの被災通報箇所については、逐次現地確認を行う ③路上の軽微な障害物等の除去を行う 4. 危険箇所への応急措置 電柱等の被害や、路面の損傷等により通行に危険がある箇所について、直ちに応急措置を実施 5. 二次災害想定箇所の把握 二次災害の発生が予想される箇所について現地確認 6. 交通規制の実施	1. 河川水位、雨量情報の収集 引き続き状況を把握 2. 非常監視及び警戒 引き続き状況を把握するとともに、被害の拡大防止のため、必要な水防活動を実施 3. 道路等の応急復旧 ①危険な橋りょうは、通行止め等の措置を講じ、迂回路の案内を標示する ②道路の交通確保について、建設業者等に指示し、順次復旧措置を行う ③路面の亀裂、陥没等についても、建設業者等に指示し、埋め戻し等を行う 4. 二次災害防止のための応急措置の実施 5. 交通規制の実施
[輸 送 対 策]		
1. 緊急輸送車両の確保 ①緊急通行車両確認証明書、標章の車両への備え付け 2. 輸送の実施と記録 輸送を実施した場合は、輸送状況を記録	1. 食料の輸送 避難所担当部班と連携し、食料を輸送 2. 物資の輸送 避難所担当部班と連携し、物資を輸送	1. 食料の輸送 引き続き避難所担当部班と連携し、食料を輸送 2. 物資の輸送 引き続き避難所担当部班と連携し、物資を輸送

(次ページに続く)

初 動 活 動 概 要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1～2日
[住 宅 ・ 調 査]		
1. 住民組織と連携した住宅の被害を把握 庁舎の電気、ガス、水道の被害状況の調査	1. 住宅の被害調査 現地における住宅の被害を調査（※現地が安全と確認された場合のみ）	1. 被害調査のとりまとめ 2. 被災宅地危険度判定の準備（※大規模災害時のみ）

【9】給水班

給水班	【 初動期の主な活動 】
建設課 上下水道係	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道施設の被害調査を迅速に行うこと。 ● 飲料水の確保及び応急給水活動を迅速に行うこと。 ● 応急給水活動の広報活動を迅速に行うこと。 ● 応急復旧への準備 ● 統括班より、他部班から応援要請があった場合は、可能な限り協力すること

初 動 活 動 概 要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1～2日
[給 水 ・ 上 下 水 道 関 係]		
1. 水道施設の被害調査 稼働状況及び被害の状況を確認	1. 管路の被害調査等 ①送・配・導水管路等の被害状況の把握 ②断水地域、断水戸数の把握 2. 水道施設の被害状況の取りまとめ 上下水道施設の被災状況、復旧見込み等のとりまとめ（災害対策本部へ報告）	1. 応急給水の実施 ①避難所等必要な地域から、給水車等による応急給水を実施する ②応急給水の広報 実施場所、給水車等の時間などを広報 2. 上下水道施設の被害状況のとりまとめ 下水道施設の被災状況、復旧見込み等のとりまとめ（災害対策本部へ報告） 3. 応急復旧への準備 応急復旧に必要な資機材や人員体制を確保

【10】教育班

教育班	【 初動期の主な活動 】 <ul style="list-style-type: none"> ● 園児・児童・生徒の安全確保を第一に避難を迅速に行うこと ● 園児・児童・生徒の安否確認を迅速に行うこと ● 社会教育施設の利用者の避難を迅速に行うこと ● 学校施設、社会教育施設の災害調査を迅速に行うこと ● 応急教育への準備を行うこと ● 民生班と連携し、避難者の受入準備を行うこと ● 避難生活が長期化した場合、避難者のニーズを把握し、必要な物資を財政班に伝えること ● 必要に応じて避難者の中からリーダーを選出し円滑な避難所の運営に努めること ● 統括班より、他班から応援要請があった場合は、可能な限り協力すること
教育委員会、保育所	

初 動 活 動 概 要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1～2日
[避 難 所]		
1. 避難所施設の被害状況確認 ①建物被害状況を確認 ②応急復旧が必要な箇所を調査 ③電気、水道、ガス、電話等、設備の被害状況を確認 2. 避難所の開設、報告 ①施設の安全確認後、直ちに避難所を開設 ②避難者名簿の作成 ③災害対策本部へ避難所開設を報告 3. 物資等の調達	1. 避難者への情報伝達 災害対策本部からの救援、救護等に関わる情報を、掲示板等を通じて避難者へ伝達 2. 避難所運営管理体制の確立 3. 物資等の配分体制の確立 物資等の受払状況を明確にするため、給与状況の記録	1. 配分計画に基づく調達物資の受領、配布 ①生活必需品等物資の配布に際しては、避難者の困窮度、要援護者等にも十分配慮する ②不足する物資、品目については要望を聞き、本部に連絡する 2. 避難所の清掃、ゴミ収集等の実施 (※避難所運営の流れについてはP.28を参照)
[学校教育関係]		
1. 避難措置の実施 2. 在校の児童生徒の安否確認・保護者との連絡調整 3. 学校教育施設の被害調査 ①施設被害状況及び児童生徒の状況を確認 ②電気、水道、ガス、電話、その他、設備の被害状況を調査	1. 休校措置等の検討 2. 学校教育施設及び設備の被害調査 3. 通学路等の安全確認 4. 避難所運営への協力	1. 学校教育施設の被害状況の取りまとめ 2. 当面の運営方針の検討 ①学校長と協議し、応急教育方針を検討 ②被害箇所、危険箇所の応急修理の実施 ② 学用品等の支給対象児童等の把握、調達の準備

[保 育]		
1. 避難措置の実施 2. 在園の園児の安否確認・保護者との連絡調整	1. 休園措置等の検討 2. 施設及び設備の被害調査 ①園施設の被害状況及び園児の状況を確認 ②電気、水道、ガス、電話、その他、設備の被害状況を調査	1. 施設被害状況の取りまとめ 2. 当面の運営方針の検討 ①園長と協議し、運営方針を検討 ②必要備品等を園長の報告により把握、調達の準備

初 動 活 動 概 要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1～2日
[社会教育関係]		
1. 利用者の避難を実施 2. 社会教育施設・体育施設の被害調査 ①施設の被害を確認、災害対策本部に報告 ②電気、水道、ガス、電話、その他設備の被害状況を調査	1. 社会教育施設・体育施設の各種設備の被害調査 2. 避難所運営への協力	1. 社会教育施設・体育施設の被害状況の取りまとめ

【11】協力係

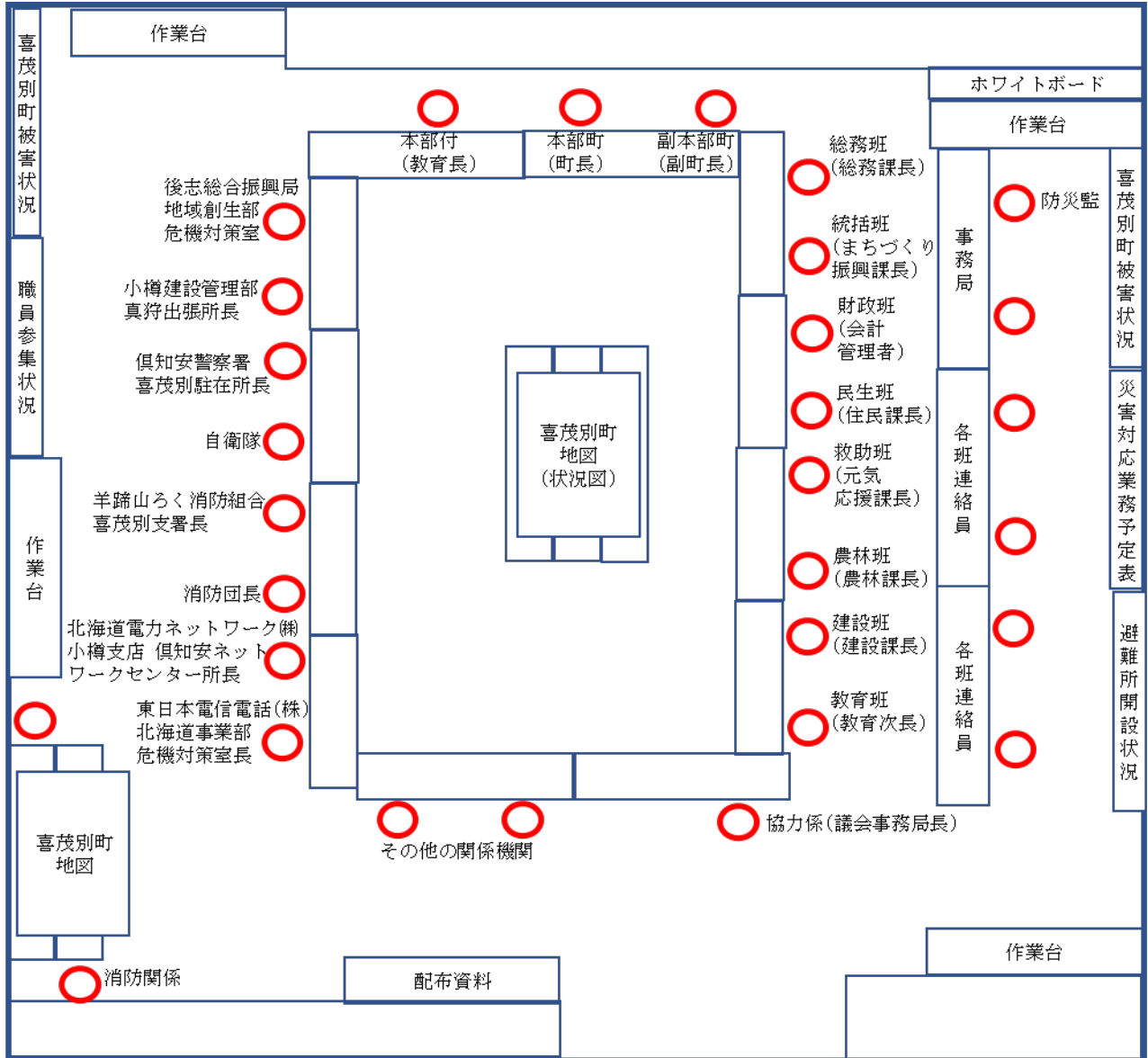
協力係	【 初動期の主な活動 】
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会と連絡調整を図り、議員の安否確認を迅速に行うこと ● 統括班より、他班からの応援要請があった場合は、可能な限り協力すること

初 動 活 動 概 要		
発災前・発生より数時間	発生より半日	1～2日
[議 会 関 連]		
1. 議員の安否確認	1. 議員の安否確認 2. 議会との連絡調整	1. 議員の安否確認 2. 議会との連絡調整 3. 当面の議会運営方針の検討
[他班の協力要請への対応]		
1. 他班からの応援要請への待機 統括班へ、職員の参集状況を報告し、応援要請に備えること		

【 参考資料 】

喜茂別町災害対策本部レイアウト（標準）

喜茂別町災害対策本部は、役場庁舎内(2階大会議室)に設置します。ただし、役場庁舎が使用不能となった場合は、その他の公共施設で町長が指定する場所を代替場所とします。



災害対策本部の必需品

災害対策本部設置予定の役場庁舎 2 階大会議室あるいは近傍に備品を事前準備する。

- 電話
- F A X
- F A X 用紙
- 被害状況書き込み用地図
- 住宅地図
- その他地図類
- テレビ
- ラジオ
- P C
- プリンタ
- コピー機
- コピー用紙
- プロジェクター
- ホワイトボード
- ホワイトボードペン
- フェルトペン（赤、黒）
- 付箋紙
- 模造紙
- セロハンテープ
- ファイル
- マグネット
- 電池
- ハンドマイク
- 懐中電灯
- 投光器
- カメラ
- ビデオ
- その他記録機器
- 物資（飲料水、食料等）
- 発電機
- 地域防災計画（町、道）
- 各種報告様式類
- その他必要な備品

災害対策本部を設置した場合は、大会議室前に看板、建物入口付近に案内板を設置

■ 関係機関連絡先

1 喜茂別町（役場・消防署・公共施設等）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
喜茂別町役場	虻田郡喜茂別町字喜茂別 123 番地	0136-33-2211
喜茂別町教育委員会	虻田郡喜茂別町字伏見 264 番地の 4	0136-33-2203
羊蹄山ろく消防組合 消防本部	倶知安町北 3 条東 4 丁目 1 番地	0136-22-2822
羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署	虻田郡喜茂別町字喜茂別 207 番地	0136-33-2141
ふれあい福祉センター	虻田郡喜茂別町字喜茂別 15 番地の 1	0136-31-2940
火葬場	虻田郡喜茂別町字富士見台 29 番地の 1	0136-33-2303
喜茂別町立クリニック	虻田郡喜茂別町字喜茂別 13 番地	0136-33-2225
農村環境改善センター	虻田郡喜茂別町字伏見 264 番地の 4	0136-33-3033
笑み～な	虻田郡喜茂別町字喜茂別 22 番地 3	0136-33-2059
鈴川基幹集落センター	虻田郡喜茂別町字鈴川 25	0136-33-6262
双葉克雪管理センター	虻田郡喜茂別町字双葉 24 番地の 2	0136-33-6200
御園集落センター	虻田郡喜茂別町字御園 21 番地の 10	0136-33-6812
栄地区管理棟	虻田郡喜茂別町字栄 114 番地	—
留産地区管理棟	虻田郡喜茂別町字比羅岡 14 番地	0136-33-3570
武道館	虻田郡喜茂別町字喜茂別 22 番地	—
道の駅望羊中山（中山峠）	虻田郡喜茂別町字川上 345 番地	0136-33-2671
中山峠観光トイレ管理室	虻田郡喜茂別町字川上 345 番地	0136-33-3345
喜茂別パークゴルフ場	虻田郡喜茂別町字相川	0136-33-3063

2 保育所等

名 称	所 在 地	電 話 番 号
喜茂別町立保育所	虻田郡喜茂別町字喜茂別 22 番地の 3	0136-33-2142

3 学校（小中学校）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
喜茂別小学校	虻田郡喜茂別町字喜茂別 337 番地	0136-33-2011
鈴川小学校	虻田郡喜茂別町字鈴川 42 番地の 9	0136-33-6302
喜茂別中学校	虻田郡喜茂別町字喜茂別 258 番地	0136-33-2241
喜茂別町放課後児童クラブ	虻田郡喜茂別町字喜茂別 22 番地の 3	0136-33-2191

4 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道開発局 小樽開発建設部	小樽市潮見台 1 丁目 15 番地の 5	0134-23-5136
北海道開発局 小樽開発建設部 倶知安開発事務所	虻田郡倶知安町北 7 条東 1 丁目 4 番地の 9	0136-22-0133
北海道農政事務所	札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2 番地の 22	011-330-8800
北海道森林管理局 後志森林管理署	虻田郡喜茂別町字喜茂別 268 番地	0136-22-0145
札幌地方气象台	札幌市中央区北 2 条西 18 丁目 2 番地	011-611-0170

5 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北部方面対舟艇対戦車隊	虻田郡倶知安町字高砂 232 番地の 2	0136-22-1195 内線(406)

6 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
後志総合振興局	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1341
教育庁後志教育局	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1976
後志総合振興局 小樽建設管理部	小樽市朝里川温泉 2 丁目 745 番地	0134-54-7670
総合振興局 〃 内建設管理部真狩出張所	虻田郡真狩村字真狩 117 番地 2	0136-45-2136
後志総合振興局 保健環境部保健福祉室 倶知安保健所	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1914
後志農業改良普及センター	虻田郡倶知安町旭 57 番地の 1	0136-22-1072
家畜保健衛生所	虻田郡倶知安町旭 15 番地	0136-22-2010
後志総合振興局 産業振興部 森林室	虻田郡倶知安町南 4 条西 1 丁目 25-1	0136-22-1152

7 警察署

名 称	所 在 地	電 話 番 号
倶知安警察署	虻田郡倶知安町南 1 条東 2 丁目	0136-22-0110
倶知安警察署喜茂別駐在所	虻田郡喜茂別町字喜茂別 290 番地の 3	0136-33-2002
倶知安警察署鈴川駐在所	虻田郡喜茂別町字鈴川 22 番地	0136-33-6342

8 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便(株) 喜茂別郵便局	虻田郡喜茂別町字喜茂別 120 番地の 4	0136-33-2104
日本郵便(株) 鈴川郵便局	虻田郡喜茂別町字鈴川 25 番地の 3	0136-33-6024
日本郵便(株) 双葉簡易郵便局	虻田郡喜茂別町字双葉 31 番地	0136-33-6450
東日本電信電話株式会社 北海道事業部 災害対策室	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 2-4	011-212-4466
北海道電力株式会社 倶知安営業所	虻田郡倶知安町南 1 条西 2 丁目 18	0136-22-0150

日本赤十字社北海道支部	札幌市中央区北1条西5丁目	011-212-4010
-------------	---------------	--------------

9 その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
ようてい農業協同組合 喜茂別支所	虻田郡喜茂別町字喜茂別 22 番地の 57	0136-33-2316
喜茂別町商工会	虻田郡喜茂別町字喜茂別 243 番地	0136-33-2329
ようてい森林組合	虻田郡京極町字春日 170 番地	0136-42-2211
喜茂別町建設業協会(後志建設工業)	虻田郡喜茂別町字喜茂別 275 番地の 3	0136-33-2134
喜茂別町社会福祉協議会	虻田郡喜茂別町字喜茂別 15 番地の 1	0136-33-3024

10 近隣市町村（後志振興局管内市町村）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
小樽市	小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号	0134-32-4111
島牧村	島牧郡島牧村字泊 83-1	0136-75-6211
寿都町	寿都郡寿都町字渡島町 140 番地 1	0136-62-2511
黒松内町	寿都郡黒松内町字黒松内 302 番地 1	0136-72-3311
蘭越町	磯谷郡蘭越町 258 番地 5	0136-57-5111
ニセコ町	虻田郡ニセコ町字富士見 55 番地	0136-44-2121
真狩村	虻田郡真狩村字真狩 118 番地	0136-45-2121
寿都村	虻田郡留寿都村字留寿都 175 番地	0136-46-3131
京極町	虻田郡京極町字京極 527 番地	0136-42-2111
倶知安町	虻田郡倶知安町北 1 条東 3 丁目 3 番地	0136-22-1121
共和町	岩内郡共和町南幌似 38 番地の 2	0135-73-2011
岩内町	岩内郡岩内町字高台 134 番地	0135-62-1011
泊村	古宇郡泊村大字茅沼村白別 191-7	0135-75-2021
神恵内村	古宇郡神恵内村大字神恵内村 81 番地の 20	0135-76-5011
積丹町	積丹郡積丹町大字美国町時船潤 48 番地	0135-44-2111
古平町	古平郡古平町大字浜町 50 番地 4	0135-42-2181
仁木町	余市郡仁木町西町 1 丁目 36 番地 1	0135-32-3953
余市町	余市郡余市町朝日町 26 番地	0135-21-2111
赤井川村	余市郡赤井川村字赤井川 74 番地 2	0135-34-6211

■ 避難所等

1 避難場所及び避難所一覧

町内の避難所に関しては、次のとおりとなりますが、災害の発生地区や種別等を踏まえ運用することとします。

なお、町の避難所の考え方としては、

- ・滞在が可能な避難所を最優先に開設し、自主避難者の受け入れを可能な状態にします。
(※ 町の指定避難所とします)
- ・避難所は災害の種別、各地区の状況に基づき、開設可能な避難所を指定します。
(※ 浸水、耐震、屋内退避等)
- ・各地区の最寄り避難場所を地区との連絡拠点、一時避難所として住民の一時避難に備えるほか、集団避難をする場合の一時集合場所として活用します。

図表 避難所・避難場所一覧

名 称	所在地	避難所種別	屋内 (人)	屋外 (人)	トイレ	給食 設備	冷暖房 設備	障害者 用トイレ	スロー プ
喜茂別小学校	字喜茂別 336	指定避難所	1,751	5,466	○	×	○	○	○
喜茂別中学校	字喜茂別 258-1	指定避難所	1,848	7,000	○	×	○	○	○
鈴川小学校	字鈴川 42-9	指定避難所	537	3,850	○	×	○	×	○
農村環境改善センター※	字伏見 264-4	指定避難所	266	0	○	×	○	○	○
ふれあい福祉センター	字喜茂別 15-1	指定避難所	211	0	○	○	○	○	○
留産地区基礎集落圏管理棟	字比羅岡 13-3	指定避難所	30	0	○	×	○	×	×
栄防雪管理棟	字栄 113-9	指定避難所	25	0	○	×	○	×	×
双葉克雪管理センター	字双葉 24-5	指定避難所	84	0	○	×	○	×	×
御園集落センター	字御園 21-10	指定避難所	34	0	○	×	○	×	×
鈴川基幹集落センター	字鈴川 25-14	指定避難所	148	0	○	×	○	×	×
喜茂別町武道館	字喜茂別 26-5	指定避難所	219	0	○	×	○	×	×
道の駅「望羊中山」	字川上 345	指定避難所	311	3,645	○	×	○	○	○
地域振興センターみらい	字喜茂別 293-1	指定避難所	30	0	○	○	○	×	△
きもべつ笑み～な	字喜茂別 22-3	指定避難所	499	0	○	○	○	○	○
喜茂別町役場庁舎※	字喜茂別 123	指定避難所	25	0	○	×	○	×	×
喜茂別小学校グラウンド	字喜茂別 336	指定緊急避難場所	0	5,466	×	×	×	×	×
喜茂別中学校グラウンド	字喜茂別 258-1	指定緊急避難場所	0	7,000	×	×	×	×	×
鈴川小学校グラウンド	字鈴川 42-9	指定緊急避難場所	0	3,850	×	×	×	×	×
道の駅「望羊中山」駐車場	字川上 345	指定緊急避難場所	0	3,645	○	×	×	×	×
旧羊蹄小学校グラウンド	字比羅岡 14	指定緊急避難場所	0	1,380	×	×	×	×	×
大町ちびっこ広場	字喜茂別 22-26	指定緊急避難場所	0	1,750	×	×	×	×	×
あさひ遊園地	字喜茂別 355-23	指定緊急避難場所	0	750	×	×	×	×	×
喜茂別町民公園	字相川 89	指定緊急避難場所	0	3,000	○	×	×	×	×
郷の駅「ホッときもべつ」駐車場	字喜茂別 306-3	指定緊急避難場所	0	300	○	×	×	○	○
介護老人福祉施設きもべつ「喜らめきの郷」米	字伏見 272-1	福祉避難所	100	0	○	○	○	○	○
社会福祉法人愛和福祉会「愛和の里きもべつ」	字伏見 3-13	福祉避難所	100	0	○	○	○	○	○

※洪水時は、2階に垂直避難

2 指定避難所等の対象とする異常な現象の種類

名称	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
喜茂別小学校	○	○		○		○	○	○
喜茂別小学校グラウンド	○	○		○		○	○	○
喜茂別中学校	○	○		○		○	○	○
喜茂別中学校グラウンド	○	○		○		○	○	○
鈴川小学校						○		○
鈴川小学校グラウンド						○		
農村環境改善センター		○		○		○		○
ふれあい福祉センター		○		○		○		○
留産地区基礎集落圏管理棟	○	○		○		○	○	○
栄防雪管理棟	○	○		○		○	○	○
双葉克雪管理センター	○	○		○		○	○	○
御園集落センター	○	○		○		○	○	○
鈴川基幹集落センター						○		○
旧羊蹄小学校グラウンド	○	○		○		○	○	○
喜茂別町武道館	○			○		○	○	○
大町ちびっこ広場	○	○		○		○	○	○
あさひ遊園地		○		○		○		○
道の駅「望羊中山」	○	○		○		○	○	○
道の駅「望羊中山」 駐車場	○	○		○		○	○	○
喜茂別笑み〜な	○	○		○		○	○	○
喜茂別町役場	○	○		○		○	○	○

■ 参集途上状況報告書

参集途上状況報告書

(勤務時間外に参集した場合に作成)

月 日 時 分参集

所属	(内線)		氏名	
参集ルート	(例) 自宅(〇〇) → 〇〇橋 → 町役場			
参集手段	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> バイク <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ()			
目撃した家屋・建物の損壊現場	場所(目印):		場所(目印):	
	場所(目印):		場所(目印):	
	場所(目印):		場所(目印):	
目撃した火災現場	場所(目印):		場所(目印):	
	場所(目印):		場所(目印):	
道路通行に障害があった箇所	原因: <input type="checkbox"/> 道路損壊 <input type="checkbox"/> 浸水 <input type="checkbox"/> 土砂崩れ <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 交通渋滞 <input type="checkbox"/> その他 () 場所(目印):			
	原因: <input type="checkbox"/> 道路損壊 <input type="checkbox"/> 浸水 <input type="checkbox"/> 土砂崩れ <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 交通渋滞 <input type="checkbox"/> その他 () 場所(目印):			
	原因: <input type="checkbox"/> 道路損壊 <input type="checkbox"/> 浸水 <input type="checkbox"/> 土砂崩れ <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 交通渋滞 <input type="checkbox"/> その他 () 場所(目印):			
その他の被害情報				

※欄が足りない場合は複数毎にわたって記入

■ M E M O ■

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

■ M E M O ■

A series of horizontal dotted lines for writing.

災害発生時の職員初動マニュアル

平成26年3月策定
令和5年6月改訂

喜茂別町災害対策本部